

令和7年第3回定例会

階上町議会会議録

令和7年 6月10日開会

令和7年 6月13日閉会

階上町議会

令和7年第3回階上町議会定例会会議録目次

○第1号6月10日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会および開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	3
休会期間の決定	8
散会の宣告	8

○第2号6月12日（木曜日）

議事日程	9
本日の会議に付した事件	10
出席議員	10
欠席議員	10
説明のため出席した者の職氏名	10
職務のため出席した者の職氏名	11
開議の宣告	12
一般質問	12
大下 修 君	12
渡部 高明 君	26
小松 雅彦 君	37
森 榮吉 君	43
土橋美加佐 君	48
中島 孝一 君	54

下沢 育男 君	58
散会の宣告	62

○第3号6月13日（金曜日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	64
出席議員	64
欠席議員	64
説明のため出席した者の職氏名	64
職務のため出席した者の職氏名	65
開議の宣告	66
報告第1号議題、質疑	66
報告第2号議題、質疑	66
議案第1号議題、質疑、討論、採決	66
議案第2号議題、質疑、討論、採決	67
議案第3号議題、質疑、討論、採決	68
議案第4号議題、質疑、討論、採決	68
議案第5号、7号一括議題、質疑、討論、採決	70
議案第6号議題、質疑、討論、採決	70
議案第8号議題、質疑、討論、採決	71
議案第9号議題、質疑、討論、採決	71
議案第10号議題、質疑、討論、採決	72
議案第11号議題、質疑、討論、採決	77
議会案第1号議題、採決	77
発議第1号議題、質疑、討論、採決	78
議員派遣の件	82
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	82
町長挨拶	82
閉会の宣告	83
署名議員	84

令和7年第3回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和7年6月10日(火曜日)

令和7年第3回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和7年6月10日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君
7番	大下		修君	8番	小松	雅彦	君
9番	上道	二三男	君	10番	森	榮吉	君
11番	林		貢君	12番	百目木	和俊	君
13番	大江	和夫	君	14番	長根	岩夫	君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長 荒谷 憲輝 君 副町長 澤田 充 君

教 育 長	濱 浦 幸 夫 君	総 務 課 長	西 山 圭 一 君
総合政策課長	平 戸 真 澄 君	税 務 課 長	大 谷 地 尚 子 君
町民生活課長	上 厚 子 君	すこやか健康 課 長	平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長	濱 浦 孝 子 君	産 業 振 興 課 長	荒 道 真 一 君
建 設 課 長	小 笠 原 博 文 君	教 育 課 長	中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者	古 川 明 美 君	代 表 監 査 委 員	境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 京 実 君	庶 務 G L	花 生 智 紀 君
総務課主事	小 野 大 地 君		

◎開会および開議の宣告

(開会および開議 午前 10 時 00 分)

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 3 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、1 番土橋美加佐君、2 番渡部高明君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 4 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 6 月 13 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第 3、この際、報告第 1 号 令和 6 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から、議案第 11 号 第 5 分団屯所移転新築工事請負契約の締結についての件まで、13 件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。本日ここに、令和 7 年第 3 回階上町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思っております。

報告第 1 号 令和 6 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和 6 年度に定めました、臨時給付支援サービス事業、低所得世帯支援臨時給付金事業など、7 事業について、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 2 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和 6 年度に定めました、公共下水道事業について、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 7 年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、階上町税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したのものについて、その承認を求めるため、提案するものであります。

議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 7 年度税制改正に係る地方税法施行令の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため、提案するものであります。

議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、階上町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため、提案するものであります。

議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため、提案するものであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 1,295 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の額を、66 億 9,070 万 3 千円といたしました。

第 1 表、歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金 1,899 万 6 千円、繰入金 2 億 4,599 万 1 千円等を減額し、地方消費税交付金 5,383 万 1 千円、地方交付税 8,679 万 4 千円等を追加したものであります。

歳出につきましては、総務費 2,964 万円、民生費 2,513 万 3 千円、衛生費 2,088 万 1 千円等を減額したものであります。

次に、第 2 表、繰越明許費補正であります。令和 6 年度に完了が困難となった、臨時給付支援サービス事業など、4 事業、合計 1 億 5,354 万 1 千円を、令和 7 年度に繰り越したものであります。

次に、第 3 表、地方債補正であります。旧小舟渡集会所解体事業など、2 事業について、事業の確定に伴い、地方債の額を変更したものであります。

議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため、提案するものであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ 4,201 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 15 億 1,057 万 7 千円といたしました。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、県支出金 433 万 8 千円、繰入金 3,765 万 9 千円等を減額したものであります。

歳出につきましては、保険給付費 4,051 万 8 千円、予備費 148 万円等を減額したものであります。

議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したのものについて、その承認を求めるため、提案するものであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 1,153 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 1,884 万 1 千円といたしました。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 438 万 5 千円、繰入金 836 万 8 千円を減額し、支払基金交付金 484 万 5 千円、県支出金 1,921 万 1 千円等を追加したものであります。

歳出につきましては、保険給付費 1,979 万円、予備費 2,539 万 3 千円等を減額し、基金積立金 5,734 万 3 千円を追加したものであります。

議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したのものについて、その承認を求めるため、提案するものであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ 146 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 8,169 万 8 千円といたしました。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰越金 26 万円、諸収入 120 万 2 千円等を減額したものであります。

歳出につきましては、保健事業費 133 万 9 千円、諸支出金 12 万 1 千円等を減額したものであります。

議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度階上町下水道事業会計予算について、収入支出の額を補正するため、専決処分したのものについて、その承認を求めるため、提案するものであります。

既定の収益的収支予算における収入につきましては、488万6千円を減額し、累計予算額を3億6,805万8千円といたしました。

支出につきましては、96万3千円を増額し、累計予定額を2億9,519万6千円といたしました。

また、既定の資本的収支予算における収入につきましては、50万円を減額し、累計予定額を2億4,762万1千円といたしました。

主な補正内容につきましては、令和6年度分消費税確定申告による還付および納付見込額の補正、公営企業会計事務支援業務委託料の減額に伴う企業債を減額するものであります。

議案第9号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町印鑑の登録および証明に関する事務について、令和7年9月1日から地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する地方公共団体情報システムへ移行することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第10号 令和7年度階上町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ9,928万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億928万3千円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金8,890万円、諸収入600万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、衛生費1,037万7千円、土木費319万7千円等を減額し、総務費7,346万5千円、教育費1,095万4千円等を追加するものであります。

歳出のうち、総務費に、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業として、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのち、令和6年度に実施した定額減税調整給付金に不足のあることが判明した方に対し、本来給付すべき所要額との間に生じた差額を給付する定額減税不足額給付金事業の経費として8,890万7千円を計上しております。

第2表、債務負担行為補正につきましては、令和8年度からの学校給食センターの調理等業務委託に向けての債務負担行為を追加するものであります。

議案第11号 第5分団屯所移転新築工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、第 5 分団屯所移転新築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程についての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。〔町長降壇〕

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、6月11日は休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月11日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、6月12日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前10時22分）

令和7年第3回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和7年6月12日(木曜日)

令和 7 年第 3 回階上町議会定例会

議事日程第 2 号

令和 7 年 6 月 12 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

- 7 番 大下 修君 (1) 衆議院選挙と投票率向上について-その 2
 - (2) 公示価格について
 - (3) 不動産鑑定について
 - (4) 固定資産税について
 - (5) 旧小舟渡小学校の進捗状況について
 - (6) 移住定住新築応援事業について
 - (7) 石鉢小学校改修事業について
 - (8) 複合施設について
- 2 番 渡部 高明君 (1) 階上町の孤独死と高齢者見守りの現状について
 - (2) 階上町の学生・若者の定住支援について
- 8 番 小松 雅彦君 (1) 青森県議選の区割りにについて
 - (2) 階上町のお祭りについて
- 10 番 森 榮吉君 (1) 町立中学校の再編に向けた取り組みについて
- 1 番 土橋美加佐君 (1) 階上小学校閉校後、町として利活用を考えているのか
 - (2) 階上町の学校評議員について
- 3 番 中島 孝一君 (1) 現民俗資料収集館の老朽化などについて
- 6 番 下沢 育男君 (1) 町民の暮らしに届いた成果と次のステージへの決意について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君
7番	大下		修君	8番	小松	雅彦	君
9番	上道	二三男	君	10番	森	榮吉	君
11番	林		貢君	12番	百目木	和俊	君
13番	大江	和夫	君	14番	長根	岩夫	君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷	憲輝	君	副町長	澤田	充	君
				総務課長			
教育長	濱浦	幸夫	君	選挙管理委員会事務局長	西山	圭一	君
総合政策課長	平戸	真澄	君	税務課長	大谷地	尚子	君
町民生活課長	上	厚子	君	すこやか健康課長	平戸	由紀子	君
介護福祉課長	濱浦	孝子	君	産業振興課長	荒道	真一	君
建設課長	小笠原	博文	君	教育課長	中屋敷	司	君
会計管理者	古川	明美	君	代表監査委員	境	栄治	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 京 実 君 庶 務 G L 花 生 智 紀 君

総務課主事 小 野 大 地 君

◎開議の宣告

(開議 午前 10 時 00 分)

- 議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。
順次質問を許します。7 番、大下修君の質問を許します。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。

〔大下議員登壇〕

7 番、大下修です。

皆さん、おはようございます。6 月の議会に質問の機会を与えていただきありがとうございます。
とうございます。

の客観的な目安となる 1 m²あたりの価格です。土地の売買や公共事業、不動産評価など、幅広い場面で基準として活用されています。当町には 2 地点存在しています。また、県の調査地点は 5 地点あります。

町は「不動産鑑定の価格差は、目的、算定方法、許可タイミングの違いによって決められているために、価格に差が生じる」と答弁しています。地価公示法、公示価格の指針基準とマッチしません。町の見解を伺います。

次に、不動産鑑定について伺います。当町の不動産鑑定の契約を過去 10 年間で 23 件行っています。

総務課と産業振興課の随意契約の 2 件を除き、指名競争入札 5 件と随意契約 16 件で合計 21 件、91%が有限会社—————（6 字取消し）との契約です。

旧大蛇・小舟渡小学校の跡地を周辺地価の 4 分の 1 以下と評価した会社と、小舟渡集会所の現状地目「畑」を「宅地」と評価した会社です。入札・随意契約は正しく行われているのか。見解を伺います。

4 点目に、固定資産税について伺います。田畑、林地、原野などの納税額が 37 年以上変わっていない理由を伺ったところ、「鑑定評価額単価よりも、現在、算定基礎としている単価のほうが安価であることから納税義務者の負担を考慮している」との答弁でした。37 年以上、納税額が変わらない理由を確認します。

また、田畑、林地、原野などの所有者に納税義務者の負担を考慮して税額を決めることは、自宅以外の土地を持たない納税者に対して公平公正の観点から適切なことなのか。見解を伺います。

次に、小舟渡小学校の進捗状況について伺います。昨年、旧小舟渡小学校の建物を—————（12 字取消し）に 5 年間無償貸与し、学習塾、ヨガスタジオ、キャンプ場、サウナ、宿泊施設、居酒屋といった地域住民が交流する施設として活用する方針です。オープンされていないサウナ、宿泊施設の概要とオープン時期を伺います。

次に移住定住新築応援事業について伺います。本事業は、人口減少の抑制と地域および町内の住宅関連事業者の活性化を図る二つの目的から事業を実施してまいりました。本年度、更に上限価格を 110 万円から 140 万円に増額しました。

一方、町内の住宅関連事業者の利用実績は 30%に満たない状況です。町内の住宅関連事業者の補助を 30 万円から 50 万円に増額し、町内住宅関連事業者の活性化を図ることも必要と考えますが、町の考えを伺います。

7 点目に、石鉢小学校改修事業について伺います。町の出生数は令和元年から年間 50 人程度です。石鉢小学校改修事業は、令和 7 年と 8 年で 12 億 2 千万円の事業で 40 年使用可能とのことです。

この事業が今後の石鉢小学校学区の児童数を考慮した事業なのか。

また、当面、小学校の統合は行わない認識で良いのか確認します。

最後に複合施設について伺います。図書館と資料館機能の複合施設の総額を 22 億円で進めることですが、場所と土地の購入だけが決まっていて、管理運営や、特徴ある図書館像、資料館像が見えません。

我が国には社会教育三法と呼ばれている社会教育法、博物館法、図書館法があります。当町の複合施設は、博物館法、図書館法に合致した施設となるのか確認します。

また、合致しなくとも準じている項目があれば伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。〔大下議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

1 つ目の衆議院選挙と投票率についての件であります。選挙管理委員会が所管しておりますので、後ほど、選挙管理委員会事務局長より答弁をさせます。

次に、2 つ目の公示価格と町が行った不動産鑑定評価の価格に差があるのは、公示価格の考え方、基準と合致していないのではないかとのご指摘でございますが、公示価格は地価公示法に基づき、国土交通省の土地鑑定委員会が毎年 3 月に公表するものであり、当該年の 1 月 1 日時点における正常な取引が行われるとした場合の適正な価格とされております。これは、全国的な土地取引や公共用地取得に際しての客観的な基準として位置付けられ、第三者性、中立性の観点からも非常に重要な指標であります。

一方で、町が実施する不動産鑑定評価は「不動産の鑑定評価に関する法律」に基づき、個別の案件に応じて対象不動産の所在地、形状、地目、接道状況、権利関係、周辺環境、更には評価の目的や時点といった詳細な条件を考慮し、専門的かつ実務的に評価された価格であります。

また、公示価格の設定地点は町内に 2 か所のみと限られている一方で、町が行う不動産鑑定評価は、よりミクロな視点から、その不動産の特性や個別事情を反映し

て価格を算定するものであり、両社の制度目的や評価手法の違いをご理解いただく必要があると考えております。

したがって、評価目的や対象の特性、更には評価時点の相違により、価格に差が生じることは制度上やむを得ないものであると認識しております。

町といたしましては、今後も評価目的に応じた適切な手法に基づき、法令に則った透明性と正確性の高い不動産評価を実施してまいります。

次に、3つ目の不動産鑑定についての件であります。町が過去10年間に締結した不動産鑑定契約23件のうち、91%に当たる21件が同一の鑑定業者との契約であることについてでございますが、議員ご指摘のとおり、当該業者は町の固定資産税課税事務や各種事業に関する評価などに長年携わっており、町内の地価変動や、歴史的評価データを把握している点において、専門性と継続性に優れていることから、実務上の利便性や迅速性の観点からも、高い評価を得ている状況であります。

契約形態につきましては、地方自治法施行令第167条の2に規定される随意契約の要件に該当する少額案件や高度な専門性を要する案件において、所定の手続を経て締結しているものであり、23件のうち5件については指名競争入札を実施し、その都度、所定の手続により選定を行っております。

旧大蛇小学校や旧小舟渡小学校跡地、小舟渡集会所用地に係る評価につきましても、法令に則り、地目や周辺環境等を考慮して適切に実施されております。

一方で、議員ご指摘のとおり、契約における公平性、透明性、競争性の確保は極めて重要な課題であると認識しており、今後は複数業者からの見積り取得や、指名業者の拡大、業者選定における客観的基準の明確化など、適正な契約執行体制の整備に努めてまいります。

また、鑑定結果の妥当性についても、引き続き信頼性の確保に努めてまいります。

次に、4つ目の固定資産税についての件であります。田畑、山林、原野などの納税額および不動産鑑定評価額が、37年以上変わらないとのご質問ですが、不動産鑑定評価額は売買実例価格に基づき評価されていることから変動するものであります。

議員ご案内のとおり、本町における田畑、山林、原野等の固定資産税の算出の基礎としている単価は、長きにわたり同一となっております。

その理由といたしまして、本町における田畑、山林、原野等の標準地の地勢や面積、形状および周辺状況に変化が見られないことであります。田畑、山林、原野などの固定資産税を算出するに当たり、国の固定資産評価基準に則り、先ほど述べた地勢などの状況を総合的に考慮して標準地が選定されています。評価替えの際には、

標準地を中心に周辺の状況を航空写真等で確認しているところですが、地勢等の変化が見られないため、単価を据え置いているところです。

また、令和7年3月議会において、現在、算定基礎としている単価が売買実例価格を参考に評価された鑑定評価額から算定した単価よりも安価であるため、現在、算定基礎としている単価を用いた計算で賦課している旨を答弁しておりますが、当町における田畑、山林、原野等の売買実例の件数が非常に少なく、年によっては、売買がされないこともあるため、固定資産税を算定する基礎資料とするには実例件数が少なすぎる状況が続いております。

その数少ない売買実例の額を用いて、田畑、山林、原野等の固定資産税を算出すると、著しく高額となるため、納税者の税負担を考慮しているところでございます。

地勢や形状等および周辺状況に変化が見られない土地であること、売買が頻繁に行われない状況であることを踏まえ、単価を据え置いているところでございます。

現在、算定基礎としている単価は、国の固定資産評価基準に沿った適正な時価であり、固定資産税の算定に用いる単価として適切なものであります。

なお、標準地の不動産鑑定評価は売買実例の件数や価格を把握し、単価設定の検討材料として参考にしているものでございます。

固定資産の評価および価格の決定は、地方税法第403条に従い、公平公正に実施しており、今後におきましても、経済状況や景気の動向に伴う地価の変動に注視し、適切な賦課に努めてまいります。

次に、5つ目の旧小舟渡小学校の進捗状況についての件であります。当該施設につきましては、地域の賑わい創出および交流人口の拡大を目的として、令和6年3月に株式会社 SakaZuki と5年間の無償貸与契約を締結し、契約開始から1年2か月が経過した現在、初期の計画に沿って段階的に施設整備が進められているところであります。

当初は、令和7年4月13日の開校記念日に合わせてのグランドオープンを予定しておりましたが、施設の安全対策やテナント調整等に想定以上の時間を要したことから、開業は6月1日に延期されたところであります。

グランドオープンに先立ち、事業者主体による地域交流イベントが積極的に展開されており、独楽回し、凧揚げなどの年越しイベント、20mの恵方巻き作り体験会、映画上映会とトークショーなどのプレイベントには、延べ約900名が参加し、そのうち半数以上が町外からの来訪者であったことから、交流人口の拡大に一定の成果が見られているものと評価しております。

また、施設の一部については、先行的に運用が開始されており、体育館の貸出を始め、ヨガ教室、学習塾など多様な活動を通じて、月間平均100名以上の利用があ

るなど、グラウンドオープン前から地域拠点としての機能を徐々に果たしている状況であります。

サウナおよび宿泊施設につきましては、事業者から資金調達のほか、建築基準法、旅館業法、消防法等の関係法令との適合性の精査、設計・施工体制の整備などについて慎重に検討と準備を進めているとの報告を受けております。特に宿泊施設は、町内における宿泊インフラの補完としても期待されており、校舎の原型を生かした段階的な改修整備を進める方針であると同っております。

現時点で、具体的な整備スケジュールをお示しできる段階には至っておりませんが、クラウドファンディングや協賛企業からの支援など、多様な資金手段の確保を視野に入れた柔軟な整備手法が検討されています。

また、サウナ施設については、小舟渡海岸周辺を候補地として、地域住民と連携しながら構想が進められていると同っており、地域との協働による着実な事業進行を期待しているところであります。

町といたしましては、これまでのプレイベントの開催や、一部施設の運用開始により、地域との関わりや交流人口の拡大といった効果が見え始めている現状を踏まえ、今後の進捗を慎重に見極めながら、必要に応じて事業者との協議や必要な支援も行いつつ、適切に対応してまいります。

次に、6 つ目の移住定住新築応援事業についての件であります。はしかみ移住定住新築応援プロジェクト事業における、議員ご提案の町内住宅関連事業者の加算額を 30 万円から 50 万円に増額し、町内住宅関連事業者の活性化を図るべきでないかの件についてですが、本町では、移住または定住を促進することにより人口減少の抑制を図り、居住誘導による持続可能なまちづくりの推進と住宅関連産業の活性化を図ることを目的に新築住宅の取得支援を行っております。

当事業は、議員ご案内のとおり、今年度から内容を見直しており、最大補助金額を 110 万円から 140 万円に引上げ、事業の拡充を図っております。

補助金は、住宅建築費または購入費の 2%相当分を基本額とし、これに移住者加算、若年夫婦世帯加算、子育て世帯加算、町内業者施工加算の 4 つの項目により補助金を加算し交付しております。

基本額につきましては、昨年度 30 万円を上限としていたところを、今年度からは階上町立地適正化計画に基づく居住誘導区域内の住宅については 40 万円、居住誘導区域外につきましては 35 万円へと引き上げております。

また、加算額のうち、1 つ目の移住者加算および 2 つ目の若年夫婦世帯加算につきましては従来どおり、それぞれ 30 万円、10 万円としております。

3つ目の子育て世帯加算につきましては、これまでの一律10万円から子ども1人当たり10万円、最大30万円を上限とし、加算することで支援の内容の強化を図っております。

4つ目の町内業者施工加算につきましては、移住者加算や若年夫婦世帯加算同様、従来どおりの30万円の加算額とし、町内住宅関連事業者の受注機会の拡大を図っているところであります。

令和2年度～6年度までの5か年における交付実績につきましては延べ168件、年平均34件となっており、加算額別では若年夫婦世帯加算は延べ85件、年平均17件、子育て世帯加算は延べ111件、年平均22件、移住者加算は延べ106件、年平均21件利用されております。

そのうち、移住者につきましては、5か年の総額で281人、年平均56人の移住者増につながっており、人口減少対策に一定の効果が出ているものと考えております。

また、町内業者施工加算につきましては、対象となりました町内施工業者からの聞き取りでは、この補助金の存在が住宅の提案や、営業の後押しになっているとの声がある一方で、利用実績は年6件～9件、年平均8件程度で推移しており、補助金の総額に占める割合も一定の範囲にとどまっております。

制度利用者は、建築を依頼する際、施工実績や技術力、アフターサービスや信頼性などを考慮し、建築業者を選定するものと考えられます。

これらのことを踏まえますと、町内業者施工加算を現行の加算額30万円から50万円に引き上げた場合、どの程度町内業者の受注拡大や活性化につながる見込みがあるのかについて、慎重な見極めが必要と考えております。

一方で、地元経済の活性化は重要な政策課題であることから、今後、制度利用者や町内住宅関連事業者へのヒアリングなどを通じて、町内施工加算額の増額が移住定住の促進や町内住宅関連事業者への受注増に与える影響について調査分析を行い、今後の当補助金の在り方について総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、7つ目の石鉢小学校改修事業についてと、8つ目の複合施設についての件については、教育委員会が所管しておりますので、この後、教育長より答弁させます。

以上でございます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、7つ目の石鉢小学校改修事業についてと、8つ目の複合施設についての件にお答えいたします。

始めに、石鉢小学校改修事業についての件であります。本事業については、教育委員会で令和4年2月に策定いたしました階上町学校施設長寿命化計画に基づき実施するものとなります。

本計画では、学校施設の目標耐用年数を築80年としており、この目標耐用年数を達成するため、概ね築20年および築60年に小中規模の改修を行い、築40年に長寿命化のための大規模改修を行うことで、良好な学校環境を維持するものとしており、今年度、石鉢小学校の学校施設が築40年となることから、令和5年度に実施した耐力度調査の結果を踏まえ、長寿命化のための大規模改修を行い、築60年となる令和27年度を目途に小中規模の改修を行うこととしております。

なお、先般、6月10日開催の議員全員協議会においてご説明申し上げましたが、今年度の本事業にかかる国からの交付金の内示が体育館のみの採択となったことから、町の財政負担を考慮し、現時点で今年度は校舎の改修工事は行わず、体育館のみの建替工事を行うこととしたところでございます。

議員ご質問の「この事業が今後の石鉢小学校学区の児童数を考慮した事業なのか」についてですが、議員ご案内のとおり、令和元年度～6年度までの町の出生数は平均で約50人となっております。今後も町の出生数が、毎年度50人程度で推移していくものと仮定した場合、10年後の令和17年度における石鉢小学校の児童数は、今年度の193人から30人程度減少し160人前後と推計され、普通学級は6学級、また、特別支援学級については、支援を必要とする児童の近年の傾向を考慮すると4学級と、令和7年度と同程度の10学級数が必要になるものと考えております。

また、10年～20年程度、小学校の統合は行わない認識で良いかのご質問につきましては、町の児童数は減少傾向にありますが、現時点では予定をしていないものとなります。

次に、複合施設についての件であります。現在建設を予定している社会教育複合施設につきましては、今年3月に策定した階上町社会教育複合施設整備基本構想・基本計画に基づき、今年度は具体的な事項について、敷地条件や法令等を考慮し、平面図、立面図等の基本的な図面としてまとめるための基本設計を作成することとしており、現在、業者選定のための手続を行っているところであります。

議員ご案内のとおり、社会教育三法は社会教育法、博物館法および図書館法を指しており、博物館法において博物館とは、歴史資料や美術品や自然史資料、動植物

など資料の種類に関わらず、資料の収集保管、展示、資料についての調査研究、教育普及活動やレクリエーションに資するために必要な事業等を行うことを目的とする機関であり、同法の規定による登録を受けたものと定義されております。

また、図書館法において、図書館とは図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、**<質問の制限時間 10 分前を知らせる呼鈴>** 地方公共団体、日本赤十字社、または一般社団法人、もしくは一般財団法人が設置するものと定義されております。

議員ご質問の当町の複合施設が博物館法や図書館法に合致した施設となるのかについては、複合施設の図書館機能部分につきましては、先ほど述べた定義に照らし合わせますと合致しているものと考えられますが、資料館機能部分につきましては、登録審査を行う青森県教育委員会が定める博物館の登録に関する基準を満たすことは、難しいものと考えております。

また、「合致してなくても準じている項目があれば伺います」とのご質問については、博物館法の規定による登録または指定を受けてない施設で、博物館と同種の事業を行い、文部科学省が行う社会教育調査において定義される博物館類似施設として位置付けられるものと考えております。

以上でございます。〔教育長着席〕

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、選挙管理委員会事務局長、西山圭一君。

○選挙管理委員会事務局長（西山圭一君） はい。〔選挙管理委員会事務局長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1 つ目の衆議院選挙と投票率向上について、通告内容に沿って、お答えいたします。

議員ご案内のとおり、選挙における投票率の向上は、民意をくみ取る上で非常に重要な問題であり、現在、国政選挙を中心とした各種選挙における投票率の低下は、国民主権を基本原則の一つに据えた民主主義諸国において、政治の正当性を揺るがしかねない問題として捉えられるものであると考えております。

ご質問の町の投票率分析と今後の取り組みについてでございますが、始めに、期日前投票期間の削減についてご説明申し上げますと、令和 4 年 6 月議会定例会の全員協議会において、議員の皆様方にご説明申し上げ、石鉢ふれあい交流館での期日

前投票所の開設期間を最大 17 日間から 8 日間に見直したものです。令和 4 年 7 月 10 日執行の第 26 回参議院議員通常選挙から実施しております。

期間を短縮する前に執行された令和 3 年の衆議院議員総選挙における石鉢ふれあい交流館の期日前投票で投票された方は 363 人で、投票率は 3.18%となっております。

次に、見直し後の令和 6 年に執行された衆議院議員総選挙における石鉢ふれあい交流館の期日前投票で投票された方は 408 人で、投票率は 3.70%となっており、0.52 ポイントの微増との結果となっているところでございます。

投票率の低迷が続く現象については、様々な要因が考えられているところでございますが、町選挙管理委員会としては、国や県の分析を元に次のように分析しているところでございます。

まず 1 つ目として、政治への関心の希薄さの増大が上げられております。特に若年層において、政治に対する関心や興味が薄れている傾向が顕著であるとされており、これは政治家や政党に対する信頼感の低下や、選挙公約が実現されないことへの失望感や不満が影響しているものと考えております。

2 つ目として、有権者の高齢化が上げられております。これまで投票所に来場されていた方が高齢化により移動が負担となっており、結果的に投票を諦める場合が高齢化社会の進展により増加していると考えられているからでございます。

3 つ目として、ライフスタイルの変化が上げられております。日常生活や仕事、学業の多様化や繁雑化などの理由により、投票に訪れる時間が取れない方々が増加していると考えられているからでございます。

4 つ目として、地域間格差が上げられております。昔からの集落では、選挙と地元との関係性が強く、投票率が高くなる傾向がありますが、逆に外部からの転入が多い新興住宅地などの地域では選挙との関係性が希薄となり、投票率が低くなると思われるからでございます。

最後に 5 つ目として、立候補者との関係性が考えられております。地元と密接なつながりを持った候補者が立候補しているか、していないかによっても、投票率が大きく変わる傾向にあると考えられているからでございます。

これらの傾向と分析により、何よりも主権者教育が重要であると考えているところでございます。

未来を担う若者が、主体的に社会参加するための基盤となるものであることから、各学校への選挙教室の出前講座などの実施についてお話をさせていただいているところでございます。

また、20歳のつどいの際のパンフレット配布や、18歳に到達し選挙人名簿に登録された方に対して、パンフレットやポストカードを送付するなどの選挙啓発を行っているところでございます。

今後も投票率向上に向け、現在実施している対策を継続しながら、学校や地域の皆様との連携を密にし、地域住民の皆様に対し投票を促す活動を行うことで、より多くの方々に投票していただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。〔選挙管理委員会事務局長着席〕

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

どうもありがとうございます。

選挙のほうですけれども、もうここで項目を述べることは時間がないのですけれども、南部町の令和5年——（5字取消し）の質疑の内容等を見ていただければ。南部町の広報に載ってますので。

さっき述べた国の分析、国のやっていることは私も読んで知っています。

南部町はどうやってるかというのを、是非研究していただきたい。そして、年齢別に分析したりして取り組みをやってますのでお願いします。

それともう時間がないので。

不動産鑑定と固定資産税について、町長のおっしゃっている、これは町長の権限でできるということを町はやっています。不動産鑑定が鑑定したのよりも低い価格で町長の権限でやっています。では町長の権限でやっている根拠は何ですかということをお聞きしているのであります。それが見えてないで、適法に則ってますと。条例の中で町長の権限によってやっても良いということになっています。〈質問の制限時間を知らせる呼鈴〉それを問うていたのでした。

以上です。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 時間が経過しましたので、以上で7番、大下修君の質問を終わります。

なお、大下議員に申し上げます。

先ほど発言の中で、予算の修正動議は初めてという発言がありましたが、過去にも、修正する動議が提出された事例があるということでもあります。今後、発言の出処にはご注意をしていただきたいと思います。

また、議題以外の質問、あるいは不適切な質問ということではありますが、これらは町村議会の運営に関する基準 90 の規定にありまして、議事録等から議長の権限により、発言の削減ができることになっておりますので、申し添えておきます。以上です。

それでは次に、2 番、渡部高明君の質問を許します。

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。

○2 番（渡部高明君） はい、2 番、渡部高明です。よろしくお願いします。

〔渡部議員登壇〕

議席番号 2 番、渡部高明です。

3 月の予算審議も終え、今年度もはや 6 月議会となりました。

昨年は夏の猛暑、水害があったことを思い出し、今年度も町民の皆様のご健康、ご幸福をお祈りしたいと思います。

私も議員 1 期目後半を迎えておりますが、自身の公約を果たし、町民の皆様のご負託に応えたいと考えております。今回もこれまで同様に、執行機関である町の行政施策に対しての監査質問と、新たな町政の行政施策として取り入れていただきたい政策提言質問を加えながら、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問は大きく 2 つあります。

第 1 に階上町内の孤独死と高齢者見守りの現状についてです。昨年 5 月 14 日の報道ですが、警察庁が孤独死・孤立死の実態調査を初めて集計しました。それによると、2024 年 1 月～3 月に一人暮らしの自宅で亡くなった 65 歳以上の高齢者は約 1 万 7 千人確認されたとのこと。数値を年間ベースに単純に置き換えると、約 6 万 8 千人の高齢者が独居状態で死亡していると推計されるそうです。

少し詳しく言うと、同庁によると、1 月～3 月に通報や医師からの届出で警察が取り扱った一人暮らしの遺体、これは自殺者も含めますが、そのうち自宅で亡くなった人は、その時点の暫定値で 2 万 1,716 人だった。そのうち 78%に当たる 1 万

7,034 人が 65 歳以上の高齢者が占めたとのことでした。政府は 2023 年に孤独死・孤立死の実態把握に向けたワーキンググループを設置しているとのことでした。

私はこのニュースに接したとき、驚きとともに、一種の恐怖さえ感じておりました。

そこでお聞きしたいのは、第 1 に、階上町の世帯数のうち何世帯が一人暮らしなのか。そのうち 65 歳以上の高齢者パーセンテージがお分かりでしたら教えてください。

また、第 2 に町内で 1 年間に孤独死数がどれだけあったのか、把握していれば教えてください。

次に、このような事態にならないために必要なことは、高齢者世帯への見守り支援だと思います。町での現在の取組状況を教えてください。

また、現在階上町は第 3 期地域福祉計画。これは令和 5 年度～9 年度までの計画であります。その計画の後半に入ったところだと思います。令和 3 年度以降の町内自殺者の数、そのうちの高齢者の数を教えてください。

また、政府の孤立・孤独対策重点計画の決定を受け、町ではどのような施策を実施しているのか教えてください。

更に民生委員、児童委員への近年の相談件数や内容についても概略で結構ですのをお願いいたします。

とりわけ、単身高齢者への見守り支援は誰がどういう形で行われているのかを質問したいと思います。

安心安全なまちづくりの町政を実現するためには、階上町内の孤独死と高齢者見守りの現状については、喫緊の重要課題であると思いますので、よろしく願います。

次に大きく 2 番目の質問になりますが、階上町の学生・若者の定住支援についてお伺いいたします。

階上町におきましては、今後更に高齢者への支援の必要性が高まっていくことが見込まれますが、それと同時に、若者の定住促進や地域参画の支援も、将来の町の活性化に向けて極めて重要であると考えております。

そこで、今回特にお伺いしたいのは、階上町と隣接する高等教育機関との関係性についてであります。

具体的には、八戸工業大学、八戸学院大学、八戸学院短期大学、八戸工業大学第二高等学校など、いずれも八戸の名を冠しておりますが、地理的には階上町と隣接しており、これらの教育機関に通学する学生・生徒の中には、本町に居住している方も一定数いらっしゃるのではないかと推察しております。

このような環境は、他の自治体と比べた際に、本町の地域的な優位性ともなり得る要素であり、今後の地域振興・人口対策においても、戦略的に生かしていくべきであると考えます。

そこで、3点について伺いたします。まず、これまで本町がこれらの大学、短大、高校とどのような関係性を築いてきたのか、具体的には連携協定の締結状況や現時点での協力体制の内容についてお聞かせください。

次に、こうした教育機関が本町に隣接していることによる、課題や問題点について、町としてどのように把握、認識しているのかを伺います。

例えば、学生が町内に短期間居住することで、住環境や交通面での課題、あるいは若者との接点が少ないことによる地域参加の難しさなど、具体的な状況があればお聞かせください。

最後に、今後の施策について伺います。令和7年3月に改訂された第2期階上町まち・ひと・しごと創生総合戦略によれば、社会増減の状況を年齢階級別に見ると15～19歳が20～24歳になるまでと、20～24歳が25～29歳になるまでの層において減少が大きく、最大の要因として、若者の町外への進学や就職が想定されるとされております。

こうした現状を踏まえ、今後、町としては若者の流出をいかに抑制し、地域への定着や回帰を促すかが重要な課題となってまいります。

若者の町への参画や定住を実現していくために、町としてどのような施策を講じておくか、特に近隣教育機関との連携を含めた今後の方針について、町長のご所見をお伺いしたいと思っております。

私の自宅兼事務所の前には、道路を挟んで八戸学院大学のスポーツ寮が立ち並んでおります。数分に何台も学生の車が行き交う場所です。

このような地区に暮らす者に対して、貴重な学生生活を何とか有意義なものにしていただきたいという思いがございます。町の積極的な関わりを期待したいところです。

ご答弁よろしく申し上げます。

以上で階上町の孤独死と高齢者の見守り支援についてと階上町の学生・若者の定住支援についての2点について、私の壇上からの質問としたいと思っております。

〔渡部議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の、町内の孤独死と高齢者見守りの現状についての件であります。1点目の一人暮らしの世帯数とそのうち65歳以上の割合につきましては、令和2年国勢調査によりますと、一般世帯5,836世帯のうち2,158世帯が一人暮らしとなっております。そのうち、65歳以上の一人暮らしは653世帯で、一人暮らしに占める割合は30.3%となっております。

2点目の孤独死と思われる件数につきましては把握しておりませんが、生活困窮者、障害者、高齢者等で関わっている場合に、警察からの連絡で把握することもあります。

3点目の高齢者世帯への見守り支援、町の取組状況につきましては、1つ目に民生委員による見守り活動。2つ目にほのぼの交流協力員による交流会活動。3つ目に老人クラブによる友愛活動。4つ目に介護保険利用者については、ケアマネジャー等事業所による見守りなどが上げられます。

ご近所の方、民生委員、区長さん、訪問した事業者などから、郵便物が溜まっている、電気がつきっぱなしだ、連絡がつかない、様子がおかしいといった連絡や相談があると職員が駆けつけ、関係機関と連携を取り、対応しております。

4点目の町内自殺者の数につきましては、警察庁自殺統計によりますと、平成30年は2名、令和元年は1名、令和2年は2名、令和3年は4名、令和4年は3名で、5年間の年代別の数は、30代3名、40代1名、50代3名、60代2名、70代2名、80代1名となっております。

5点目の政府の孤立・孤独対策重点計画の決定を受け、町ではどのような施策を実施しているかにつきましては、特化した施策というものはございませんが、丁寧に相談に乗っております。社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員、介護支援専門員の資格を持つ者や、持たない一般職員も、それぞれの業務において関係機関と連携しながら相談支援を行っております。

6点目の民生委員への近年の相談件数や内容につきましては、令和6年度における相談件数は914件で、内容といたしまして、日常的な支援が28%と最も多く、続いて健康・医療が11%、家族関係、学校や教育、子育て等となっております。

分野別に見ますと、高齢者に関することが73%と最も多く、続いて子どもに関すること、障がい者に関することとなっております。

今後も、高齢者世帯や高齢者の一人暮らしは増えることが予想されます。見守り支援や行方不明者の捜索など、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、2つ目の、階上町の学生・若者の定住支援についての件であります。1点目のこれまで近隣の高等教育機関とどのような関係性を築いてきたのかにつきましては、本町は平成25年3月には、八戸学院大学と連携協力に関する協定書を締結し、健康レシピの作成、地元食材を用いたジェラートの開発、地域イベントの企画・運営など、地域資源を活用した幅広い分野で積極的に協働を進めてまいりました。

更に平成27年3月には、八戸学院大学および八戸学院大学短期大学部と、より包括的な連携協定を締結し、まちづくりや健康づくり、スポーツ振興などの分野において、相互の強みを最大限に生かした協力体制を構築しております。

また、八戸工業大学とは、平成30年9月に包括連携協定を締結し、防災・減災、環境・エネルギー、産業振興・技術開発、教育・人材育成、文化・スポーツ・国際交流など、多岐にわたる分野で着実に連携を深めております。

一方で、八戸工業大学第二高等学校とは、現在のところ包括協定は締結しておりませんが、将来的な連携の可能性も視野に入れ、交流機会の創出に努めてまいります。

なお、参考までに。青森県立八戸水産高等学校とは、平成30年7月にアブラメのブランド化推進に向けた官学連携協定を締結し、地域資源の価値向上に取り組んでおります。

このような高等教育機関との地理的近接性は、本町の地理的優位性である一方で、いくつかの課題も認識しております。

学生の多くが町外から通学している現状があり、町内への居住・定住することには十分に結びついていない点が上げられます。

また、学生や若者と町民との日常的な交流が乏しいことから、地域活動やボランティアなどへの参加機会が不足しているため、若者が地域に対して愛着を持つ環境形成が難しい状況となっております。

こうした課題を踏まえ、町では第2期階上町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基盤として、若者の定住・回帰の促進を重要な施策の柱として位置付け、取り組みを進めてまいります。

具体的には、既に締結している包括連携協定の実効性を更に高め、教育・研究・地域づくりなど多様な分野において戦略的な協働事業を展開いたします。

また、町内での地域行事やボランティア活動への学生の参加機会を積極的に設けることで、若者と地域とのつながりを強化するとともに、町内への愛着形成と定住促進につなげてまいります。

今後も、高等教育機関との連携をまちづくりの柱として、若者の力を地域の活力とすることを目指し、積極的な取り組みを推進してまいります。

また、渡部議員におかれましては、これまで若者と密接に交流し、また、当地域には若者がたくさんいるという意味で、若者との取り組みの活用をご助言いただき、町の発展につなげていければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。〔町長降壇〕

○2番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2番、渡部高明君。

○2番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

2番、渡部高明です。それでは再質問させていただきます。

1点目について高齢者の孤独死の話、大変詳しいご答弁ありがとうございました。孤独死、孤立死とその周辺の状況がつかめてまいりました。そこで再質問では、自分の調べや経験も交え、少し突っ込んだ質問や感想を述べたいと思います。

まず、1点目の令和2年の国勢調査による階上町の一人暮らし世帯が37%、約4割近い。そのうち65歳以上の一人暮らしが30.3%と約3割ということでした。これは令和2年の国勢調査ですので、更に進んでいると思われます。どうか、この問題の重要性が増しているという状況を認識いただきたいと思います。

2点目の孤独死の数ですが、警察管轄で把握していないということが分かります。しかし、町としてもできるだけ把握に努め、関心を持っていただく必要があると感じております。

そして、大事なことは、3点目の高齢者世帯への見守り支援だと考えます。その1つ目は、民生委員の活動ですが、階上町には現在何人の民生委員がおられるか。それを世帯数にすると約何世帯に1人の民生委員がいることになるのでしょうか。

また、民生委員の方は大変なご苦労であると拝察しますが、その見守り活動の状況を様子などを分かる範囲で教えてください。

次に、ほのぼの交流協力員や老人クラブ。今後は老人クラブと言わないでシニアクラブというそうですが、その地区の活動には、私自身も参加しておりますが、情報交換、コミュニケーションが大切であると認識しております。一部の方だけでは

なく、これらの組織が広がっていけるように、町でも更に支援をお願いしたいと思います。

また、ケアマネやご近所の方々の直接的な働きかけによる孤独死への水際対策や早期通報・発見は、とりわけ大事であると思います。私のご近所でも、隣家の方が通報・発見に至った事例を伺っております。

4点目の警察庁の自殺統計で、平成30年～令和4年まで計12名だったということは分かりました。

しかし、特に青森県は自殺の多い県であり、先日の6月5日のデーリー東北新聞では、「青森県の自殺率が3年ぶりに悪化した。全国ワースト7位になった」との報道がありましたので、更なる取り組みを期待したいと思います。

そして、5点目の政府の孤立・孤独対策重点計画の決定を受け、町ではどのような施策を実施しているのか教えてくださいとの質問の回答に、特化したようなものはありませんが、丁寧に相談に乗っているというものがありましたが、このことについて、青森県の取り組みを分かる範囲でご紹介ください。

現在出されている第3期地域福祉計画の地域福祉懇談会の概要の中で、蒼前地区の集会では、ほのぼのの交流会の参加者について男性の参加者が少ない。特に男性の一人暮らし高齢者は健康面で心配であるため、見守りの支援づくりが大切になるとの意見が掲載されておりました。

私が調べた範囲でも、他の市町村でも民間事業者、例えば新聞配達や牛乳配達などでございますが、それら民間事業者と協力して見守りに努めているようですが、階上町でもそのような取り組みが必要ではないかと思っております。現在やっていることも多いと思いますが、あったら紹介ください。

是非この見守りの仕組みづくりを積極的に取り組むことをお願いし、この問題についての再質問は終わりたいと思います。

次に、学生・若者の定住支援についての再質問です。

町長のご答弁にありましたが、これまでも近隣の高等教育機関と連携を図ってこられたとのこと、何よりと考えております。それを踏まえて更に課題を解決し、有意義な効果をもたらすべく、再質問や提案をさせていただきます。

平成25年に八戸学院大学と、更に平成27年には八戸学院および短大と包括的な連携協定を締結しているとのこと。また、八戸工業大学とは平成30年に包括連携協定を締結していることですが、これを単なる形だけの連携協定に終わらせることなく、町としても具体的な研究課題を投げかけ、これまで以上の積極的な取り組みを期待したいと思います。

少子化が進み、子ども、若者が少なくなる時代、高等教育機関も生徒学生の確保のために特に近年は地域との連携を強く意識しております。具体的な連携内容をご紹介します。

次に、高校との連携ですが、県立水産高校とアブラメのブランド化推進に向けた官学連携協定を結び取り組んでいるとのこと、大変有意義なことと思います。しかし、八戸工業大学第二高校とは未だ包括協定を締結していないとのことでした。

工大二高は階上町に直に面した高校です。今年でちょうど50周年になります。そのうち私は20年間、同校に教員として在職し、生徒と向き合ってきました。階上からの生徒さんも多くおりました。今では階上町を支える世代になっておりますが、ご答弁にもありましたが、交流の機会の創設をぜひ図っていただきたいと思います。

工大二高には附属中学校もございます。私の教員時代は、就職希望者を企業見学に連れて行きました。また、総合学習の時間があると思いますが、階上町にある企業に町が仲介役となり、打診して、企業見学やインターンシップを行なったらいかがでしょうか。

また、課題の一つに、学生の多くが町外から通学しているとのこと。なおさら階上町を注目していただく取り組みが必要と考えます。

私の前職の秋田の大学でのキャリアセンターの仕事をしている中で、公務員志望者は県庁や市役所にインターンシップに出かけておりました。階上町役場に優秀な学生から応募していただくためにも、行政に対するインターンシップの積極的な受け入れはいかがでしょうか。

また、秋田の大学で、私の地域政策実習という授業では半期に町内会活動について、後期に中心街の活性化について、文献調査、ワークショップ、現地視察、アンケート調査など、授業で地域との愛着を深めてまいりました。少しずつでもこうした取り組みができるよう、役所に積極的な協力体制づくりをお願いしたいところです。

また、町長と学生、生徒の直接対話集会も面白いのではないかと考えております。再質問は以上になります。よろしく願いいたします。〔渡部議員着席〕

○介護福祉課長（濱浦孝子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、介護福祉課長、濱浦孝子君。

○介護福祉課長（濱浦孝子君） はい。〔介護福祉課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問のうち、私からは、孤独死と高齢者見守りの件についてお答えいたします。

まず、民生委員は 32 名の定数ですが、現在 2 名欠員している状況。2 名の主任児童委員と合わせて 32 名で活動しております。

単純に世帯数で割りますと、1 人当たり 182 世帯となりますが、地域により人口世帯数が異なりますので、約 70 世帯から 300 世帯超えまで、かなりばらつきがあります。

民生委員は高齢者だけでなく、生活困窮者や母子家庭、児童虐待防止など、様々な見守り活動があり、お仕事もある中、大変ご苦勞をおかけしております。

災害時には要配慮者の安否確認もお願いしていることから、リストの更新や要配慮者の把握が重要であり、今後確認作業を行っていく必要があります。

次に、ほのぼの交流事業については、社会福祉協議会へ委託し、そこから事業へ補助金が出されております。

また、老人クラブ連合会につきましては、町で補助金を交付しております。今般、老人クラブへの補助金を補正予算へ計上させていただきました。

大蛇老人クラブが平成 19 年 3 月に解散し、今年 4 月に大蛇三地区老人クラブとして再設立いただきました。設立にご尽力いただいた方々に感謝申し上げます。

余談にはなりますが、三戸郡老人スポーツ大会で 15 連覇達成という快挙を成し遂げたシニアパワーの方々には、これからも元気でお過ごしになりながら、友愛訪問活動をしていただきたいと思います。

続いて、政府の孤立・孤独対策重点計画の決定を受け、青森県の取組状況ということですが、青森県孤独・孤立対策推進プラットフォームを設置し、孤独・孤立に関する研修や支援者同士の交流会を実施しております。

また、見守りさん。地域共生見守り隊員という講習会を開催し、参加した方を「見守りさん」と認定し、身近なところで、ご近所さんと適度な距離感で見守り活動、健康づくり活動をしてもらっております。

最後に、見守りの仕組みづくりですが、議員ご案内のとおり、他市町村では新聞配達員、宅配便、郵便局、乳製品配達員、燃料配達員などの民間事業者を地域見守り隊として、集配の際に気付いた異変を役場、地域包括支援センターに連絡するというネットワークを作っています。

当町でも、郵便局と、町民の命と安全を守るための情報提供に関する協定書を、乳製品や食料品等配達業の方々と、高齢者等見守りの取組に関する協力協定書を取り交わしております。

今後更に、民間事業者との見守り連絡体制を作り、広く早く情報が得られるような仕組みづくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。〔介護福祉課長着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、平戸真澄君。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えします。私からは、町内の学生・若者の定住支援についてお答えいたします。

本町と高等教育機関との連携につきましては、まず、八戸学院大学および短期大学とは、臥牛山まつりやいちご煮祭りにおいて、学生の皆さんが出演者として参加し、地域イベントを支えていただいております。加えて、読み聞かせボランティアやスポーツイベントなど、様々な形で地域交流を深めております。

また、八戸工業大学とは、社会教育複合施設に関するワークショップや、国スポに向けたカウントダウンボードの制作など、町の事業に学生の力を生かした取り組みを進めております。今後は町から研究テーマを提示するなど、更に実践的な連携も検討してまいりたいと考えております。

次に、八戸工業大学第二高等学校とは、まだ包括的な協定はありませんが、高校地域づくり実践プロジェクトでは、介護予防体操の動画制作などを行っていただいております。今後は更に多様な分野や交流が進むよう、協議検討してまいりたいと考えております。

更に、総合的な探究の時間を活用した企業見学やインターンシップにつきましても、町が仲介役となるような形を含めて、受け入れの可能性を調査研究してまいりたいと思います。

合わせて、学生が地域に愛着を持てるよう、関係機関と連携しつつ、若者と地域のつながりを広げていきたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、西山圭一君。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

私からは、渡部議員の階上町役場でのインターンシップの受入れについてのご質問にお答えいたします。

地方自治体が開催するインターンシップは、地元で働きたい、地域貢献したいと考える学生には、実際の行政事務や職場の雰囲気を経験でき、進路検討に有効な制度の一つであると認識しております。

また、町としましても、職員としての働き方や組織の動きを具体的に体験いただくことで、早い段階で公務員志望動機の醸成や人材確保につながるものと考えているところです。

しかしながら、制度導入に当たっては、開催時期や研修内容を体験させる業務の設定など、多くの課題があると考えられることから、学生の受入れ体制が構築できるかについて、今後調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○2番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2番、渡部高明君。

○2番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

2番、渡部高明です。それでは、再々質問をさせていただきます。

課長さん方の詳しい答弁ありがとうございました。

孤独死・孤立死の問題は他の自治体でも同様な問題を抱えておられると思われま。国では2023年、孤独死・孤立死実態調査に向けたワーキンググループを設置し、県では青森県孤独・孤立対策推進プラットフォームを設置し、見守りさんの認定も始めております。

また、自殺率の悪化に対して、高齢者向けでは民生委員やケアマネージャーなど高齢者と接する機会が多い人向けに、日常生活で自殺の予兆を察知し、悩んでいる人に声を掛ける、ゲートキーパーの養成講座を促しているとのこと。

階上町でも、安心安全のまちづくりをより強固なものにするためにも、他の自治体の例を参考にしながら、積極的な取り組みを期待します。

ご答弁は要りませんが、そのことをお願いし、この問題を終わりたいと思います。

続いて、町内の学生・若者の定住支援についてですが、答弁で「これまで以上に近隣大学、高校との関係を深める取り組みを行っていただける」とのこと。階上町

が特に優位に取り組める事業であると思われるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一方、若者の町内定着ですが、大学が終わると階上町との縁が切れてしまうことが多いようです。先日、私の自宅で単独ですが、八戸学院のスポーツ寮の4年生何人かと座談会のようなものをやってみました。その中で大学の卒業後も、階上に住んでみたいと思うかの質問に対して、全員が「階上にはいないと思う」という答えでした。町外、県外を考えているようです。東北各地から集まってきた学生達ですが、少し寂しい感じがいたしました。

そして階上町の印象は「自然があつて好きだ」の反面「暮らしてみても道路が狭い」「国道から離れると街灯が少なく夜は暗く怖い」「町内の方々と触れ合う機会がなかった」などの意見が多かつたと思ひます。

こうした座談会のように、階上在住の学生と町長さんが直に話を聞く機会を持つことも有意義かと思ひます。

それでは、答弁は要りませんので、今後の積極的な取り組みをお願ひして、私の質問、発言を終了したいと思ひます。

ありがとうございました。〔渡部議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で2番、渡部高明君の質問を終わります。

次に8番、小松雅彦君の質問を許します。

○8番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、小松雅彦君。

○8番（小松雅彦君） 8番、小松雅彦です。〔小松議員登壇〕

8番、小松雅彦です。

トランプ関税問題、米の高騰問題など、次々に襲いかかる難問が一刻でも早く平癒するように、光が差し込むように願うばかりです。

それでは、令和7年6月議会での発言の機会をいただいたことに感謝申し上げ、通告に従って質問させていただきます。

2027年の次期青森県議選に向けた選挙区割りや定数の見直しで、県議会の自民党会派は28日の議員総会で、定数を現行の48から46に減らした上で、一人区を大幅に削減する新たな区割り案で合意したと報道で知りました。三戸郡で飛び地の階上町を八戸市に編入し、定数8を維持。三戸郡の定数は3から2に削減するとあ

りました。当町は三戸郡という区割りの中で長く連携をし、助け合い、ときには切磋琢磨して、良い関係を構築してきました。三戸郡で唯一海のある魅力的な町として親しまれてきました。階上町は三戸郡です。これからは更に交流を深め、信頼を増し、お付き合いをしていかなければなりません。

当町には現在、県議会議員がおりません。三戸郡選出の県議会議員に県とのパイプ役をしていただけてきました。八戸市に編入されると、この関係が絶たれる、もしくはおかしくなると思います。三戸郡内におけるお付き合いも、これまでのものと変化していく可能性もあります。

八戸市と当町では、大人と子どもほどの力の差があり、牛後となります。誰が当町のために汗を流し、県とのパイプ役になっていただけるのでしょうか。市内のことだけでも大変な中で、当町に目を向けてくださる方がおられるのでしょうか。八戸市へ編入されると、当町から県議会議員を当選させることは、ほぼ叶わないと思います。三戸郡の同じぐらいの規模の町村の中では可能性があります。

このように、大変重く厳しい区割りに対して承服できません。荒谷町長の見解をお伺いします。

次に、階上町のお祭りについてです。昔は隣組、結という制度がありました。共同責任やお互い様の助け合いの精神で、部落全体が一丸となって物事を進めてきました。その結果、地域の結びつきが強かったと思います。

例えば、田植えのときは大勢の人が集まり、大きな子どもは小さな子どもの面倒見たり、大人の手伝いをします。こびりという今でいうおやつを車座になって食べながら話をするので、コミュニケーションの場となっていました。もちろん、子どもも仲間入りしています。両親や祖父母、そして近所の人達の仕事場が近くであり、親の背中を見て育った子ども達は親を尊敬したのではないのでしょうか。現在は核家族化が進み、両親は勤めに出掛けるために、どんな仕事を頑張っているのか分からない子どもが多いのではないのでしょうか。

また、子ども同士でも一緒に遊ぶことが少なくなっていると思います。外で遊んでいる姿を見る機会がなくなっていると思います。

このように、縦のつながりと横のつながりが薄くなってきています。このような状況では、強い結びつきが必要な協働のまちづくりや、防犯、大規模災害に力を発揮する共助等は難しくなっていくのではないのでしょうか。そんな難問を解くのがお祭りにあると思います。

お祭りは人間と神々、自然との交流と聞いたことがあります。神々や自然を畏敬し、感謝することで、豊かな収穫や安全な狩猟、漁業を願うもの。自然災害や疫病などから身を守り幸せな生活を送るために必要だとされてきました。

大人も子どもも、男も女もみんなで参加するお祭りです。お年寄りが子どもに作り方を教えたり、先輩が後輩の面倒見たり、お母さんや娘さんが衣装を仕上げたり、皆さん共同で作る、皆さん主役のお祭りです。祭りの期間が近づいてくると血が騒ぐと思います。仕事や学業などで町内から出ている人もお祭りのときには帰りたい。地元にいる人は温かく迎え、共に楽しみ、エネルギーを爆発させる心のシンボル、心の支えとなるようなお祭りが創造できないかと考えます。

お祭りのときに役員の方々は人集めに奔走します。どこに子どもがいるのか、お年寄りがいるのかを調べます。そして参加していただくことにより、協働の精神が宿り、自然と共助が生まれてくると思います。

お祭りは非日常のハシであり、華やかに執り行う、ケの日常をリセットする意味があります。ハシの機会を楽しみに、ケを生きる生活の源としている。そんなお祭りだから楽しく、日頃の苦しみから救われ、解き放たれて、明日からの生活に励むことができます。

お祭りが無い市町村はなかなかないと思います。残念ながら当町にはイベントはありますが、お祭りはありません。階上町の、階上町民のためのお祭りを創造し、実現したいと考えます。町に一番必要なものではないかと考えられます。

大きな事業であるので、軌道に乗るまで町が主導し、誇れるお祭りを作っていたきたいと考えてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。〔小松議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の青森県議選新区割りについての件であります。議員ご案内のとおり、2年後の青森県議会議員選挙に向け、一票の格差の是正や選挙区の飛び地解消などを目指した選挙区の区割りや議員定数の見直し案について、自民会派の案は4月28日に、5月21日にはそれぞれの会派や無所属の議員が取りまとめた、合わせて4つの案が初めて公式に示されました。

まず、一票の格差問題についてですが、これは選挙区ごとの有権者数の不均衡から生じるものであり、各選挙区の代表性を確保するためには、適切な区割りが求められます。特に、人口減少が進む地域では有権者数が減少し、他の地域と比較して

一票の価値が相対的に高くなることがあります。このような状況を是正するため、定期的な区割りの見直しや、合併による選挙区の再編成が必要となるものです。

次に、飛び地問題についてですが、これは地理的に離れた地域が同一選挙区に含まれることによって生じる問題です。本町もこの飛び地に含まれておりますが、飛び地が存在することで、地域の声が選挙に反映されにくくなる可能性があると言われております。このため、有権者数や地域ごとの特性を考慮した選挙区の設定について、県議会において検討しているものと承知しております。

いずれにしましても、県議会議員の選挙区割りや議員定数の見直しについては、青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例により定められるものであり、私が意見を申し述べる立場にないものと考えております。

次に、2 つ目の階上町のお祭りについての件であります。お祭りは地域の歴史や文化、自然への畏敬の念を背景に、住民同士のつながりを育み、町に活力をもたらす貴重な機会であると認識しております。

議員ご案内のとおり、本町においては地域全体を巻き込んだ大規模なお祭りは現状ございませんが、町民の皆様が主役となって地域の魅力を発信し、活力ある交流の場を創出していこうとするお考えは、地域活性化の観点からも大変意義深いものであると受け止めております。

また、こうした取り組みを地域に根差した継続的なものとして育てていくためには、町民の皆様の主体的な関わりや熱意が何よりも重要であると考えており、そういう意味において、町主導で新たなお祭りを立ち上げ、継続的に運営していくことについては、慎重に見極める必要があると考えております。

今後、地域団体や有志の皆様が、既存の地域行事やイベントをベースに、段階的に発展させていくような祭りやイベントの企画に取り組まれる際には、その過程におきまして、必要に応じてアドバイスや助言を行うとともに、関係する補助制度のご案内など、可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、町民の皆様とともに、地域の魅力や伝統と誇りを再確認しながら、次代につながる文化活動や地域行事が育まれていくよう、町としても連携・支援の在り方を模索してまいります。

以上でございます。〔町長降壇〕

〇8 番（小松雅彦君） はい、議長。

〇議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。〔小松議員起立〕

〇8番（小松雅彦君） はい、8番、小松雅彦です。

丁寧な答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

青森県議会選挙区割りのことなので、是非を発言できないとのことのようなのです。他の多くの編入区割りのところには、県会議員がおります。当事者である当町には県会議員がおりません。是非について県議会での発言が叶いません。今まで面倒を見ていただいた県議員の方々とのつながりがなくなることは大いに損失であります。新たに選挙区で議員になられた方は、果たして当町のことに寄り添っていただけるのでしょうか。

先ほども言いましたが、八戸市内のことだけでも大変な中、三戸郡の階上町に目を向けてくださる余裕があるとはどうしても考えられません。どうやって県とのパイプを維持し、強いつながりを作っていこうとされているのでしょうか。町のことを考えるのであれば、一番先頭に立って、階上町は三戸郡と訴えていただきたいのです。我々は飛び地になることを選んだのではないと主張することが大事だと考えます。

以前、旧南郷村さんは三戸郡に属していました。今でも結びつきが強いです。旧南郷村さんと当町を三戸郡選挙区に入れていただいたほうがすっきりするように思われます。人口比較割もそのほうが良いと思われます。

町民の付託を受けて導く立場の荒谷町長ですので、強い意志を持って階上町は三戸郡ですと、町の考えをアピールしていただき、県議会に強く働きかけていただきたく、お伺いします。

次に、お祭りについてです。地域に根ざし、持続可能な取り組みとするためには、町民主体の取り組みや熱意が何より重要。町は必要に応じてアドバイスや助言、または関係補助制度の紹介などを通じて、できる限り支援を行うとのことでした。

また、町主導で立ち上げ、継続的に運営していくためには、慎重に見極める必要があるとのことでした。人的、財政的負担が大きいから町の支援が必要と考えます。ある程度お祭りが軌道に乗ったら、町民や参加団体に移行していけば良いと考えます。

お祭りを創造して作るためには、神社を始め、観光協会、商工会、農協や漁協を始め、事業者団体、行政区長会、有志の会など、あらゆる団体に参加していただくことになるかと思えます。本来は有志の会を立ち上げ、そこが中心となって事業を進めていくことが大事だと思えますが、町全体のお祭りになると、参加する団体が多く、色々な議論が交わされると思えます。

そこで、入口を町が主導し、どのようにしたら立ち上げることができるのか検討していただきたいと考えます。大きな事業なので、町が寄り添い、導いていただき、成功裏にお祭りができることを願い、更に発展することを願い、お伺いします。

〔小松議員着席〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長起立〕

小松議員の再質問にお答えを申し上げます。

色んなお考えがある中で、当然、当町も地域性や様々な自治体のつながり等々も勘案する一部でもありますが、繰り返しの答弁になりますが、青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例により定められているものでありますので、私が意見を申し上げる立場にないということをご理解いただければと思います。

以上でございます。〔町長着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、平戸真澄君。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。私からは、お祭りについてお答えいたします。

お祭りのような地域行事を継続していくには、町民の皆さんの主体的な関わりや意欲が大切だと考えております。町が主導して新たに立ち上げる方法もございますが、既存の行事などを土台に段階的に広げていく進め方も現実的で有効だと思っております。そのような動きがあった際には、町としても必要な助言や補助制度のご案内などできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○8番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、小松雅彦君。

○8番（小松雅彦君） はい。〔小松議員起立〕

8番、小松雅彦です。再度、質問させていただきます。

案が決まる前に、当町または当町民に説明していただき、意見交換していただけなかったのは誠に残念です。

まだ完全に案が決まったわけではありません。町の人達のことを一番に考え、当町はこうであるということをはきちんと説明していただくようお願いしたいと考えます。

次に、お祭りの件ですが、急にお祭りを作れと言われても、対処の仕方が難しいと私も考えています。それでも、お祭りは必要だとの認識は一緒だと思います。情報を共有し、意見交換をして、一緒に実現に向けて取り組んでいきたいと考えます。

回答は要りません。以上で質問を終わります。

どうもありがとうございました。〔小松議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で、8番、小松雅彦君の質問を終わります。

次に10番、森榮吉君の質問を許します。

○10番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10番、森榮吉君。

○10番（森榮吉君） はい、10番、森榮吉です。〔森議員登壇〕

10番、森榮吉です。質問の機会をいただきました。

本日、通告に基づき、町立中学校の再編に向けた取り組みについてお伺いします。今日は多岐にわたった質問が多いのですが、私はこの一点についてのみお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いします。

まず早速ですが、質問に入らせていただきます。

先週6月5日付けの新聞によりますが、青森県出生率が1.14。6年連続最低を更新したという記事が地元紙の第一面を飾りました。第一面のトップ記事ということは、それだけ深刻度の大きさを物語っているのかなあと思うところです。内容的には、高齢化が進み、少子化の進行に歯止めがかからない。そういう現状が改めて浮き彫りになったという内容であります。

また、一昨日行政区の班長さんが配布してくれた広報はしかみを見せていただきました。その中の戸籍の窓であります。最新号ですのでまず6月号ですが、これは4月25日から5月までの受付分とありますけども、その中の生まれた人が2人、亡くなられた方が8人。同じように5月号で4月受付分として生まれた人が0、亡くなられた方が4人。更に4月号の3月受付分では生まれた人が2人、亡くなられた方が9人とありますが、この状態はほかの月においても似たような数値ではないかと思えます。

特に少子化傾向が著しく、令和3年に実施された道仏、大蛇、小舟渡の浜手3小学校の統合。そして、加えて令和8年に予定されている階上小学校の閉校と、それらは如実に物語っているものと感じます。

先日、5月に道仏小学校の運動会、道仏中学校の体育祭が開かれました。少し肌寒さも感じられましたが、そこそこの天気にも恵まれ、子ども達が繰り広げる元気な競技を保護者や地域の人達と一緒に楽しく観戦することができました。競技の合間には、生徒達への水分補給ということで、給水時間を設け、観戦者にも休憩時間を設けていただき、お茶等の用意までしていただきました。気遣いに恐縮した次第でありました。

その15分か20分の休憩時間中に話題になっていたのが、中学校存続の話であります。小学校の統合問題がひとまず落ち着いた現在、地域の注目は中学校に向けられているようであります。第6次行財政改革実施計画において、中学校の再編について検討を始めるとあります。その計画に基づき、昨年9月から10月にかけて、保護者と生徒に対し、階上中学校、道仏中学校ですが、アンケートを実施したとのことであります。

昨年12月3日の全員協議会において示された結果によりますと、現存する階上中と道仏中の2校の統合問題について示され、その結果は概ね階中、道中共に統合に賛成、保護者は、階中、道中共に賛成が多数を占めたようであります。生徒については、階中の生徒が賛成者が多数を占めたんですが、道中は反対者が多数を占めたという結果であったようです。7年度からはアンケートの結果を踏まえ、地区および保護者への説明会等を行い、学校再編に向けた検討をしていくとしております。特に浜手地区で関心が高まっていると思えますが、今後の方向性、スケジュール等について町、教育委員会の考えをお伺いしたいと思えます。

質問はこの一点であります。よろしくお願いします。〔森議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、教育委員会が所管しておりますので、この後、教育長より答弁させます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

議員ご案内の町立中学校再編に向けたアンケートにつきましては、平成 19 年度に策定した階上町の学校適正規模および適正配置の考え方において、中学校の適正な規模として、学習面や校内生活面および学校行事などの集団教育活動において、生徒の多様な希望に応えることが可能な 6 学級～12 学級での編成が望ましいとされていることから、本町の少子化の傾向を鑑み、中学校再編の取組を第 6 次行財政改革実施計画に位置付け、令和 6 年度から検討することとし、今後の学校運営を適切に進めるため、小中学校保護者および中学生を対象に、昨年 9 月～10 月に実施したものといたします。

アンケートの結果につきましては、令和 6 年 12 月 3 日開催の議員全員協議会で報告させていただいておりますが、保護者全体では「賛成」「どちらかといえば賛成」が 65.7%。「反対」「どちらかといえば反対」が 13.4%。階上中学校の生徒では「賛成」「どちらかといえば賛成」が 53.5%。「反対」「どちらかといえば反対」が 31.2%。道仏中学校の生徒では「賛成」「どちらかといえば賛成」が 30.2%。「反対」「どちらかといえば反対」が 55.8%。生徒全体では、「賛成」「どちらかといえば賛成」が 48.9%。「反対」「どちらかといえば反対」が 36.1%となっております。なお、同アンケートの結果につきましては、広報はしかみおよび町ホームページでも公表しております。

議員ご質問の今後の方向性、スケジュール等につきましては、今年 10 月頃に石鉢小学校区、階上小学校区を含めた赤保内小学校区、道仏小学校区の 3 か所で、保護者も含めた地区説明会を行うこととしております。

また、中学校再編の方向性につきましては、地区説明会でのご意見等も踏まえ、来年度設置を予定しております検討委員会において審議していただき、決定したいと考えております。

以上でございます。〔教育長着席〕

○10番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10番、森榮吉君。

○10番（森榮吉君） はい。〔森議員起立〕

ご答弁ありがとうございました。

ただいまいただいた中学校再編問題については、当然のことながら、現存する2校、つまり階上中、道仏中の2校の考えるべき問題だろうと思います。先ほどの答弁の中で、スケジュール的には今年度は地区説明会等で意見を聞き、来年度、令和8年度は再編のための検討委員会を立ち上げ審議していく予定という内容であったかと思えます。

階上小学校区を含めた赤保内小学校区と石鉢小学校区を擁する階上中と、それから、道仏小学校区を擁する道仏中とでは生徒数に大きな開きがあります。現在の小学生の人員構成を見れば、当面、五、六年先までの中学生の数も概ね予想できるかと思うのですが、見通しというか、推移を伺っておきたいと思えます。

また、合わせて参考までに、階上中、道仏中の校舎等の耐用年数等についてもお聞かせいただければと思えますので、よろしく申し上げます。〔森議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

始めに、生徒数の見通しの件についてですが、令和7年度における階上中学校の生徒数は207人、道仏中学校の生徒数は43人、計250人となっております。今後の生徒数の見通しについては、5年後の令和12年度は階上中学校が212人、道仏中学校が40人、計252人。10年後の令和17年度は階上中学校が154人、道仏中学校が20人、計174人程度と現時点では見込んでおります。

次に、校舎等の耐用年数の件についてですが、階上中学校、道仏中学校ともに校舎は鉄筋コンクリート造となっており、法定耐用年数は 47 年。また、体育館については両校とも鉄骨造となっており、法定耐用年数は 34 年となります。

なお、先ほど大下議員の一般質問に対する教育長答弁にもございましたが、学校施設については、階上町学校施設長寿命化計画において、目標耐用年数を築 80 年としており、この目標耐用年数を達成するため、おおむね築 20 年および築 60 年に小中規模の改修を行い、築 40 年に長寿命化のための大規模改修を行うことで、良好な学校環境を維持することとしており、階上中学校の旧校舎は建築から 53 年、道仏中学校の校舎は建築から 44 年が経過していることも踏まえ、町立中学校の再編につきましては、学校施設の在り方も含め、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○10 番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10 番、森榮吉君。〔森議員起立〕

○10 番（森榮吉君） はい、10 番、森榮吉です。ありがとうございました。

当町における小中学校の再編という問題については、教育委員会として適正規模、適正配置を考慮しつつ、集団生活の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨すること、個人としての資質や能力を伸ばすことにつなげるという目標にしていることだと思います。特に中学校の再編ということではありますが、統合することによって、生徒の資質や能力の向上に加えて、部活動の選択肢の拡大等が考えられる反面、生徒の通学時間、通学方法の問題、少人数によるきめ細かな指導の創出などが懸念されるところであります。郡内の他の町村においても、中学校は 1 校という考えで統合あるいは検討している町村もあるようであります。

いただいた答弁にもありました「今後、検討委員会で審議し進めていきたい」というお話でありましたが、委員会発足の暁には、これからの子ども達により良い教育環境づくりにご尽力いただくことをお願いし、私の質問を終わりたいと思います。

答弁は結構でございます。ありがとうございました。〔森議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 10 番、森榮吉君の質問を終わります。

これより、休憩といたしたいと思います。議会の再開は 14 時といたします。

以上で休憩といたします。

(休憩 午後 0 時 27 分)

(再開 午後 2 時 00 分)

○議長(長根岩夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

1 番、土橋美加佐君の質問を許します。

○1 番(土橋美加佐君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、1 番、土橋美加佐君。

○1 番(土橋美加佐君) はい、1 番、土橋美加佐です。〔土橋議員登壇〕

議席番号 1 番、土橋美加佐です。

6 月定例会に一般質問の機会を与您いただきありがとうございます。早速ですが、質問に入らせていただきます。

これまでに、階上町内で閉校した学校は、平成 22 年 3 月に登切小学校、閉校後、学区の子ども達は階上小学校や赤保内小学校へ転入。翌年平成 23 年 3 月には金山沢小学校、閉校後は赤保内小学校へ転入。平成 29 年 3 月には我が母校でもありません、学校組合立田代小中学校が閉校、島守小学校や赤保内小学校、是川小学校、新井田小学校へ転入しています。令和 3 年 3 月には大蛇小学校、小舟渡小学校、浜手の 2 校が閉校となり、道仏小学校へ転入しています。そして、令和 7 年度いっぱい閉校となる階上小学校ですが、平成 6 年度から新校舎、現在の校舎が活用され、31 年が経ち、168 名の方が学び舎から巣立っています。

学校が閉校となると、私もでしたが、やはり地元の方々がとても悲しい、残念という気持ちが高いと思います。

しかしながら、閉校となった各学校は、様々な用途で活用されています。登切小学校はわっせ交流センターとなり、2 地区の集会所としての活用や、そば打ち、飲食店、そして体験ができる場所。金山沢小学校は地区の集会所としての活用とともに、各イベント、催し物が開催され、階上町民俗資料館で保管しきれないものの保管庫としての活用。田代小中学校は主に八戸市が活用している状況ですが、体育館とグラウンドは一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会に所属しているチームへ貸出、そして 1 階の教室内は市役所で保管が困難なものや、土器の欠片の保

管庫、2～3階は八戸市民病院の物が保管されているそうです。旧大蛇小学校と小舟渡小学校は町として貸し出している状況です。

そして今、階上小学校は独自でクラウドファンディングを行い、資金を集め、閉校式に向け、地域の方を交える行事も行っていると伺っています。合わせて閉校の記事を新聞、SNSで見た私の知り合いや地域の方は今後どのようになっていくのか、また、小学校を活用したいという方もいます。

そこで1つ目の質問ですが、町として閉校後の階上小学校をどのようにしていくのか伺います。町の財産として残していくのか。また、旧大蛇小学校や小舟渡小学校のように公募型プロポーザルや貸し出しを考えているのか伺います。

続きまして、2点目の学校評議員について伺います。学校評議員は、校長の求めに応じ、校長が行う学校運営に関し、意見を述べることができ、学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断することとされています。

また、学校評議員は、当該学校職員以外の者で教育に関する識見と理解のある方について、学校長の推薦により町教育委員会が委嘱し、学校評議員には町から報償も支払われているものと思います。

そこで質問ですが、町教育委員会は学校評議員を何名配置しているのか。

また、学校評議員の方々の意見や学校運営に対する意見を把握しているのか伺います。

合わせて、今までに学校運営や教育目標に対し意見を述べた方がいるのか。いるのであれば、どのような内容であったのかを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。〔土橋議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1点目の「階上小学校閉校後、町として利活用を考えているのか」の件についてお答えいたします。なお、2点目の階上町の学校評議員についての件につきましては、教育委員会が所管しておりますので、後ほど教育長より答弁させます。

1つ目の「階上小学校閉校後、町として利活用を考えているのか」の件であります。令和7年度末で閉校となる階上小学校につきましては、地域の皆さまが感じ

ておられる寂しさや残念なお気持ちには、私たち町としても大いに共感しております。平成6年度に完成した現在の校舎は、これまで31年間にわたり168名もの児童が学び巣立っていった大切な学び舎であり、まさに地域の歴史と誇りそのものがあります。

議員ご案内のとおり、これまで町内で閉校となった学校については、それぞれの地域の特性やニーズを踏まえながら、集会所やそば振興の拠点施設、資料の保管庫、更には企業の活動拠点として活用してまいりました。

階上小学校につきましても、今後の利活用に当たっては、地域の皆さまの声をしっかりと受け止め、地域の未来につながるような活用方法を目指してまいります。現時点では、まだ具体的な用途は決まっておりませんが、地域交流の拠点、既存の公共施設機能を補完する施設としての活用、更には民間による利活用の可能性など、幅広い視点から柔軟に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、民間の自由な発想を生かすという観点から、公募型プロポーザルの実施も一つの有効な手段と捉えており、今後その方向性についても積極的に模索してまいります。すでに活用してみたいといったお声も伺っているとのことですので、今後は情報提供や相談も含めて、幅広くご意見をいただけるような場を設けていくことも考えております。

一方で、校舎は築31年を経過した木造建築であるため、建物の老朽化の状況や維持管理の費用、安全性といった点についても、しっかりと見極める必要がございます。その結果、利活用のニーズが見込めない場合や、安全性に問題があると判断される場合には建物の解体や更地化、土地の貸付、売却といった選択肢も視野に入れて検討してまいります。

学校という施設は、単なる建物ではなく、地域の思い出が詰まり、子ども達の成長とともに歩んできた、かけがえのない地域のシンボルであり財産です。今後とも、町民や議会の皆さまと連携しながら、未来へつなぐ利活用の在り方について、丁寧に、そして前向きに取り組んでまいります。

以上でございます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2つ目の「階上町の学校評議員について」の件にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、町の学校評議員につきましては、学校評議員取扱要綱に基づき、校長の推薦により町教育委員会が委嘱しており、当該学校の教育方針、教育目標、教育計画に関すること、教育活動の実施に関すること、学校と地域の連携の進め方に関すること、その他当該学校の運営に関することについて、校長の求めに応じ、意見を述べるものとされております。

議員ご質問の学校評議員の配置につきましては、令和7年4月1日現在で、石鉢小学校に4名、赤保内小学校に5名、階上中学校に5名を配置しており、1会議につき1人当たり5,300円の報償をお支払いしております。

また、学校評議員からいただきましたご意見につきましては、学校ごとに2回開催される学校評議員会議の都度、学校評議員活動報告書が教育委員会に提出されております。同報告書では、学校運営や教育目標等に対し意見が述べられており、内容につきましては、安心安全な教育環境の整備、不登校傾向児童生徒への対応、教職員への評価など、多岐にわたっております。

以上でございます。〔教育長着席〕

○1番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1番、土橋美加佐君。

○1番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

ご答弁ありがとうございます。引き続き質問させていただきます。

昨年、令和6年12月定例会で私が話した一般質問の内容でしたが、最後に話した内容です。階上登山口周辺の道路は、全国的に見ても自転車ロードレース大会に適した場所です。ロードレースの練習に来ている選手も多く見られます。東北町のような駅伝の町ではないんですけども、ロードレースの町の実現に向けて取り組んでいただくことを期待したいと述べました。

春になり、自転車でのサイクリングや高校生の方や一般の方が自転車の練習に来たり、週末になれば登山者も多く来ています。

そこで、私は新たに新設するのではなく、既存の小学校を活用し、教室内のリフォームを行い、この機会に、階上町に今現在ない温泉施設や宿泊施設を作ってはいかがでしょうか。多くの町民の方、来町してくる方が口々に話すのは「階上には温泉もなければ泊まる場所もない」と話しているのをあちらこちらで耳にします。今から計画を立て、前向きに検討してほしいと思います。

閉校する学校に通う子ども達からも、今後学校がどのように生かされて欲しいのか聞きましたが「温泉施設とか泊まれるところになってくれれば良いなあ」という話も聞いています。

更には、階上ブランドでもあります階上そばを提供できる場所を増やし、階上小学校へ持ってきてはと思っていますが、いかがでしょうか。

2点目の学校評議員の件です。学校評議員取扱要綱では、学校評議員の委嘱期間は1年以内とし、委嘱期間は3年を限度として更新することができるかとされています。現在の学校評議員のうち、3年を超えて委嘱されている方がいるのか。いるとすれば、その理由をお伺いします。〔土橋議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、平戸真澄君。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。私からは、階上小学校閉校後の利活用についてお答えいたします。

閉校となる階上小学校の校舎を活用し、温泉施設や宿泊施設を整備すること。更には、階上早生そばの提供を通じた地域活性化のご提案につきましては、地域資源を生かしたまちづくりという観点から、貴重なご意見であると受け止めております。

このような提案を踏まえ、今後の利活用の方向性については、地域の皆さまのご意見を伺いながら、財政面や運営面の課題整理を行い、丁寧に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。私からは、学校評議員についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、学校評議員の委嘱期間は学校評議員取扱要綱において1年以内とし、委嘱期間は3年を限度として更新することができるかとされております。

そのため、学校からの推薦につきましては、職業、年齢、性別などできる限り広い分野から人選すること、関係団体の代表の充て職とするなど機械的人選となったり、地域が偏ったりしないことに加え、委嘱期間は 3 年を限度として更新することができることを留意事項として、関係小中学校長に通知しているところでございます。

ただし、同要綱では 3 年を限度とした委嘱期間については、特別な事情がある場合はこの限りでないと規定しており、各学校の事情を鑑み、3 年を超えて委嘱している場合もございます。その理由としましては、日頃から学校と関わりを持っている地域のことを熟知しているなどとなっております。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1 番、土橋美加佐君。

○1 番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

質問ではありませんけれども、宿泊施設、温泉施設は階上町民の方、階上町に遊びに来る方の期待もあると思いますので、是非進めていただきたいと期待を込めたいと思います。

学校評議員には、町から報償がお支払われているということですので、学校評議員の構成が固定化されることなく、様々な立場の方から学校教育に対し、ご意見をいただき評価していただくことが望ましいと思いますので、今後の学校評議員の推薦および委嘱についてどのように考えているのかを伺い、質問を終了いたします。

〔土橋議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、教育委員会としましても、学校評議員の構成が長期間固定されることなく、より多くの方、また様々な立場の方からご意見を伺うことで、より一層地域に開かれた学校づくりが推進されていくものと考えております。

その一方で、学校および地域と日頃から関わりを持ち、実情を把握している方が限られていることも現状でありますので、学校評議員の人数や任期など具体の在り方について、学校の事情も踏まえ、改めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で1番、土橋美加佐君の質問を終わります。

次に3番、中島孝一君の質問を許します。

○3番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3番、中島孝一君。

○3番（中島孝一君） 3番、中島孝一です。〔中島議員登壇〕

3番、中島孝一です。私は現民俗資料収集館の老朽化などについて、質問します。

この3月、第2回定例議会において、令和7年度当初予算が可決し、計上されている社会教育複合施設整備事業が、令和12年度の施設開館に向けて基本設計の段階に入ることになりました。

この複合施設には、図書館と資料館などが集約されて整備されることになっています。私は図書館などは見っていますが、町の民俗資料収集館を見学したことがなかったので、この4月9日、新人議員仲間と訪問することにしました。

初めて外観を見て、古いということは承知しておりましたが、建設から既に半世紀以上が経過した約750㎡の木造平屋の建物の古さと、失礼ながら、あまりのみすぼらしさに驚かされました。

資料によると、この民俗資料収集館にはトロ箱50箱相当の考古資料や古文書や歴史資料、発掘報告書など約800冊の資料、民具など700点余りの民俗資料があるということでした。室内には、これらの資料がびっしり保管、展示されており、そして、壁にたくさんの説明資料が貼られており、民俗資料には全てにカードが付けられていて、きちりと整理、記録されていることがよく分かり、感心したり、感動したり、展示品を見ては懐かしく思ったり、そして、展示資料の豊富さにも驚きを持って見学させていただきました。

それと同時に、それよりも驚いたのは、歩くと軋む板の間、壊れかけた壁の一部、剥がれかけた雨漏りの跡のある天井板、窓には外光遮断のために黒や白の布が取り付けられ、一部では屋外のツタ植物が建屋の屋根裏に入り、天井の隙間から室内に

触手を伸ばしている状況など、とても町内外のお客様を案内できる資料収集館の状況ではないことです。

現在事業進行中の複合施設は、令和 12 年まで 5 年を要し、完成しても鉄筋コンクリートの構造体や内装材などの枯らし期間が必要となれば、更に一、二年伸びる可能性もありますが、その長い期間、この建物で民俗資料収集館の資料を無事に保管し続けることができるでしょうか。近年の気象状況の厳しさ等を考えれば、できるだけ早く、速やかに安全な施設に移し替えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

民俗資料館に続けて、金山沢水郷館を訪問しました。この施設は、築 32 年目の広さ約 2 千㎡、鉄筋コンクリート 2 階建て、一部地下作りの旧金山沢小学校で、平成 26 年度閉校した校舎を改修し、金山沢行政区の集会所として、また、役場教育課が考古資料や民俗資料の収蔵庫として共同で使用しています。この施設は堅固で管理状態も良く立派な建物です。資料によると 2 階は役場教育課が管理し、町史や遺跡報告書、民具など約 1 千点の民俗資料を保管し、1 階は行政区が地区集会所として管理使用。その一部は役場教育課が埋蔵文化財整理場所として確保。現在は、地下を含めてトコ箱約 800 箱の土器や石器の埋蔵文化財資料の保管場所として使用しているとしています。

私個人の率直な感想として、この施設なら全ての資料の一時保管場所、あるいは考古資料、民俗資料の整備・補修作業の場所、記録保存のための撮影や、誰もが調べ見て活用できるように写真やデータなどをデジタル化する作業場所として、十分な施設環境であろうと感じられました。可能であれば、複合施設整備事業が動き出したこの機会に、できるだけ早いうちに、速やかに民俗資料収集館から保管・展示の資料を移動すべきかと考えますが、いかがでしょうか。

また、この金山沢水郷館には、民俗資料収集館に展示している資料より多い未整理の資料が保管されているようです。この機会に、これらの資料を整理し、記録し、また、施設完成時に展示するための構想や計画の作成、展示品の補修・整備などの準備作業も開始するべきだと思います。そのために専門的な知識を持った専任の人員と相応の作業員が必要です。現状、適切な人員がいなければ確保し、また、速やかに育成することが必要かと考えますが、いかがでしょうか。

そしてまた、新施設が完成し運営するには、図書館司書や資料館の学芸員、また、それに準じた専門的な知識を持ち業務を行う人員が必要になるとと思いますが、人員確保の目処はあるのか。老婆心ながら、今後の人員計画についても鋭意進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

数年後、速やかに社会教育複合施設が完成し、文献書類や考古・歴史・民俗資料などが無事に揃い、管理運営する専門の人員が整い、たくさんの町民が我が町の昔を偲び、また、勉学や読書や交流の場として活用できることを願って、老婆心ながら心配なことについて質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

〔中島議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、教育委員会が所管しておりますので、この後、教育長より答弁させます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

始めに、民俗資料収集館に展示・保管されている資料の移管につきましては、民俗資料収集館は昭和42年に中央公民館として開館し、平成5年から赤保内地区公民館として2年間使用され、その後、平成7年に用途変更を行い、現在に至っております。

また、本町と地域連携協定を結んでいる八戸学院大学、八戸短期大学からご協力いただき、平成27年度に煩雑となっていた民具等の民俗資料の台帳整理と整理説明カードを作成し、同館内は現在の状態となっております。

議員ご案内のとおり、民俗資料収集館には考古資料や歴史資料、民俗資料など、町の貴重な資料が多く展示・保管されておりますが、議員ご指摘のとおり、民俗資料収集館は、今年度で建築から58年が経過し、著しく老朽化が進んでいる状況となっております。そのため、教育委員会としましても、民俗資料収集館の建物自体を危惧しており、町の歴史資産となる各種資料の保全については、複合施設整備と合わせて検討してきたところですが、今後は計画的な金山沢水郷館への移管など、複

合施設開館までの資料の保全方法について、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、複合施設開館までの準備および開館後の運営における専門的な知識を持った専任の人員と相応の作業員の確保につきましては、現在、町が建設を予定している社会教育複合施設については、図書館司書および博物館学芸員の配置は、法律上制限がないものとなっております。

しかしながら、適正かつ円滑な開館準備と施設運営のためには、議員ご指摘のとおり、これら有資格者の選任による配置が望ましいと考えておりますので、複合施設整備と並行して検討し、進めてまいりたいと考えております。

そのため、教育委員会としましては町部局と連携し、町職員における図書館司書および博物館学芸員の有資格者の把握や、必要に応じたこれら有資格者の採用などの検討を行う一方で、専門的知識を持った外部委託による複合施設の管理運営についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔教育長着席〕

○3番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3番、中島孝一君。

○3番（中島孝一君） はい。〔中島議員起立〕

ご回答ありがとうございます。ついでには、もう一点だけお答えいただきたいと思っております。

現民俗資料収集館から金山沢水郷館に運搬移動後、新複合施設に展示するまでの作業として、資料の準備、補修作業、記録保存のための撮影や、誰もが調べられ、また、活用できるように、写真やデータをデジタル化する作業などが専門にできる人材の確保と、既に搬入済みの資料も多いとのことですが、相当の作業期間が必要と思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、民俗資料収集館から金山沢水郷館へ資料を移動した後、整理、記録、保存作業や、複合施設において展示・保管する資料の選別作業等を行うこととしております。

ただし、複合施設につきましては、スペース的に町が保有する全ての資料を保管することができないことから、金山沢水郷館からの移動による定期的な展示替え、デジタル技術、ICT活用による展示など、工夫を凝らすことにより、多くの方々に町の歴史や文化に対し興味を持っていただきたいと考えております。

議員ご質問のとおり、これらの作業には相当の作業期間が必要になるものと考えておりますので、計画的かつ専門的に作業を進めるよう努めてまいります。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○3番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3番、中島孝一君。

○3番（中島孝一君） はい。〔中島議員起立〕

ご回答ありがとうございます。

このような案件については、直接的に町民の生命に関わる事項ではなく、また、時間に追われる緊急の事項でもありませんから、どうしても後回しにされがちだと思います。ですが、私は文献・図書などは知識と心の世界を広げてくれるもの、また、考古・民俗資料などは生きていく上でよりどころとなる心の故郷で、これらが損壊することなく速やかに対処いただきたい。新複合施設は町民のプライドに関わる大切な施設です。どうかよろしくお願いします。

以上で本件の質問を終わります。回答、いりません。ありがとうございました。

〔中島議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で3番、中島孝一君の質問を終わります。

次に6番、下沢育男君の質問を許します。

○6番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6番、下沢育男君。

○6番（下沢育男君） 6番、下沢育男です。〔下沢議員登壇〕

6番、下沢育男です。6月定例会において一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

さて、近年は物価高騰の折、国民生活が困窮しております。特に食料品は目を引くものがあります。とりわけ、お米に関しましては、昨年同期より倍近く値上がりしております。全ての物価が安定し、暮らしやすい世の中を期待したいと思っております。

最後の一般質問となっておりますが、よろしく願いいたします。それでは、通告に従いまして質問いたします。

本日は1問とさせていただきます、町民の暮らしに届いた成果と次のステージの決意についてという題です。

町政運営に日々ご尽力をいただいております町長を始め、執行部の皆様には、まず心より敬意を表します。

さて、階上町におかれましては、荒谷町長がご就任されて以来、現場主義や対話重視を基本姿勢とし、町民一人一人の声に丁寧に耳を傾けながら、町の将来を見据えた数々の施策を力強く展開してこられました。そうした一つ一つの取り組みは確実に町政の礎を築き上げ、町民生活に希望と安心をもたらすものとなっていると、改めて実感しております。

特に、新型コロナウイルス感染症への迅速かつ的確な対応。特に、ワクチン接種体制を円滑に引き継ぎ、着実に完了させたことは、町民の健康と命を守る上で極めて重要な施策でした。

また、急激な物価高騰に対する生活支援を始め、子育てや教育環境の整備、地域経済の活性化、更には持続可能なまちづくりに向けた多様な取り組みなど、幅広い分野にわたって町民生活を支える政策が、スピード感と実行力をもって展開されてきたことに対し、深く敬意を表するものであります。

更に、財政面においても特筆すべき成果が見られました。町長就任以降、町債残高は11億円以上削減され、将来世代への財政負担の軽減が着実に進められております。また、財政調整基金、いわゆる町の貯金についても6億円以上の積み増しが図られ、将来の不測の事態への備えを強化されました。これらは、健全かつ持続可能な財政運営の実現に向けた重要な一歩であり、その的確な財政運営を高く評価するものであります。

加えて、旧大蛇小学校や小舟渡小学校の利活用を始めとした地域資源の有効活用や、企業誘致の具体的な成果も見え始めており、町の未来に向けたチャレンジが着実に形となって現れていることは、町の可能性と成長への確かな兆しであると確信しております。

これら一連の実績は、町民の皆さまにとっても、変化や実感として受け止められ、町政に対する信頼と期待を着実に高める結果につながっていると感じております。

こうした中で、いよいよ町長の現任期も終盤を迎えようとしておりますが、これまでの4年間の積み重ねを更なる飛躍につなげていく上でも、是非引き続き、町政の舵取りを担っていただきたい、というのが多くの町民の率直な願いであると考えております。

そこでお伺いいたします。まず第1に、これまでの3年半を振り返って、特に町民の暮らしに届いたと実感される政策、あるいは町政の中で特に手応えを感じておられる分野について、町長ご自身のお言葉でお聞かせください。

次に、残された任期はもとより、町民とともに、次なる階上町の未来を切り開いていく上で、どのような展望をお持ちか。また、その実現に向けてどのような姿勢で町政に臨んでいかれるのか。町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、町民の声と向き合い、確実な実績を築いてこられた町政の歩みを改めて評価しつつ、今後に向けての持続的なリーダーシップに大いなる期待を込めて、壇上からの質問とさせていただきます。〔下沢議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、下沢議員のご質問にお答えをいたします。

まず始めに、日頃より町政運営にご理解、ご協力を賜り、更には温かなお言葉をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

私はこれまでの約3年半、現場主義と対話重視を基本姿勢に掲げ、町民の皆さまお一人お一人の声に耳を傾けながら、町民とともに歩む町政の実現を目指してまいりました。

新型コロナウイルス感染症への対応においては、限られた医療資源の中でも、医療機関や関係機関の皆様と連携し、全ての町民が安心してワクチン接種を受けられるよう取り組みました。また、町独自の支援金の給付や暮らし応援商品券の配布など、生活に寄り添う支援策を迅速に実施し、少しでも不安を和らげるよう注力してまいりました。アフターコロナの局面では、地域経済の再生や人と人とのつながりの再構築に向けて、町内イベントの再開や観光、交流の促進。更には全国巨木フォ

ーラム青森・階上大会を開催し、町が誇る豊かな自然と文化を全国に広く発信いたしました。

また、急激な物価高騰への対応では、特に影響の大きい低所得世帯や子育て世帯に対し、給付金の支給や学校給食費の無償化など、暮らしの安心を支える支援策を着実に実行してまいりました。子育てや教育環境の整備においても、0歳～2歳児の保育料や高校卒業までの医療費の無償化に加え、3歳～5歳児の給食費の助成、英検・漢検などの受験料の助成、タブレットやデジタル黒板の導入など未来を担う子ども達の成長と学びを全力で後押ししております。

更に、防災力の強化や小舟渡集会所の高台移転、町内小中学校や公共施設へのエアコン設置など、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、暮らしの土台づくりにも着実に取り組んでおります。

また、旧小学校施設の活用や企業誘致も少しずつ形になってきており、地域資源を生かした新たな挑戦が、町の未来に明るい兆しをもたらしていると実感しております。

こうした日々の積み重ねを、職員の皆さんや町民の皆さまと力を合わせて進めてきた結果、「町が変わってきた」「町政の動きが見えるようになった」といった声をいただけるようになったことは、町政に関わる全ての人にとって何よりの励みであり、皆さまと築いてきた大きな成果であると実感しております。

任期の終盤を迎え、階上町が選ばれる町、住み続けたい町の実現に向けて、これまで以上に町民の皆様と力を合わせ、人口減少や少子高齢化、インフラ整備、地域経済の活性化など、大きな課題に全力で取り組んでまいります。子育て、教育、福祉、雇用、地域づくりの各分野で持続可能なまちづくりを更に進化させ、安全安心で暮らし続けられる町としての基盤を強化してまいります。

そして、多くの町民や支援者の皆様から「引き続き町政を担って欲しい」との声をいただいていることに対し、その信頼と期待の大きさを真摯に受け止めております。階上町の発展と町民の皆さまの幸せな暮らしのために尽くすという思いは就任当初から今も変わることはありません。

これまで社会を構築し、守り続けていただいた全ての方に感謝しながら、適宜に最善を尽くし、次世代を担う子ども達を思い、より良い未来へとつなぐべく、皆さまと共に歩み、2期目に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。現在進めている施策を着実に成し遂げ、その成果を町民の皆さまにお示しすることが、今の私に課された責任であると考えております。

今後も町民の皆さまとの対話を大切にし、思いを共有しながら、議会や関係機関と緊密に連携し、町の特性を最大限活用した町政運営に全力で努めてまいりますので、一層のご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。〔町長降壇〕

○6番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6番、下沢育男君。〔下沢議員起立〕

○6番（下沢育男君） はい、6番、下沢育男です。

町民の暮らしに届いた数々の成果と次のステージへの力強い決意について、町長からのご答弁ありがとうございました。

最後に一言ですけれども、大きな責任と強い覚悟を持って町政運営に努めていただいたことに感謝申し上げながら、海・山・里の地域資源、観光資源、そして人的交流の活用、更には町の特性を生かし勘案した施策など、持続的な繁栄につながり、選ばれる階上町となるよう期待いたします。

今後の主要な事業としましては、当町における国民スポーツ大会の成功や複合施設の完成など数多くあります。また、令和7年度から始まる第5次階上町総合振興計画後期計画を基本に「ゆめ・みらい・心ときめくふるさとづくり」をスローガンとし、町の発展に今一度、ご尽力いただきますようお願いいたしまして、質問を終了いたします。ありがとうございました。〔下沢議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で、6番、下沢育男君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、6月13日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後2時56分）

令和7年第3回階上町議会定例会会議録

(第3号)

令和7年6月13日(金曜日)

令和7年第3回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和7年6月13日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第1号 | 令和6年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 令和6年度階上町下水道事業会計繰越計算書報告について |
| 日程第3 | 議案第1号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第4 | 議案第2号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第5 | 議案第3号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第6 | 議案第4号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和6年度階上町一般会計補正予算) |
| 日程第7 | 議案第5号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和6年度階上町国民健康保険特別会計補正予算) |
| 日程第8 | 議案第7号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和6年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算) |
| 日程第9 | 議案第6号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和6年度階上町介護保険特別会計補正予算) |
| 日程第10 | 議案第8号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和6年度階上町下水道事業会計補正予算) |
| 日程第11 | 議案第9号 | 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 令和7年度階上町一般会計補正予算(第1号) |

- 日程第13 議案第11号 第5分団屯所移転新築工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第1号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第15 発議第1号 次期青森県議選に向けた選挙区割りについての意見書
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君
7番	大下		修君	8番	小松	雅彦	君
9番	上道	二三男	君	10番	森	榮吉	君
11番	林		貢君	12番	百目木	和俊	君
13番	大江	和夫	君	14番	長根	岩夫	君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷	憲輝	君	副町長	澤田	充	君
教育長	濱浦	幸夫	君	総務課長	西山	圭一	君
総合政策課長	平戸	真澄	君	税務課長	大谷地	尚子	君
町民生活課長	上	厚子	君	すこやか健康課長	平戸	由紀子	君

介護福祉課長 濱 浦 孝 子 君 産業振興課長 荒 道 真 一 君
建設課長 小笠原 博文 君 教育課長 中屋敷 司 君
会計管理者 古 川 明 美 君 代表監査委員 境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 京 実 君 庶務 G L 花生 智 紀 君
総務課主事 小 野 大 地 君

◎開議の宣告

(開議 午前 10 時 00 分)

- 議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎報告第 1 号議題、質疑

- 議長（長根岩夫君） 日程第 1、報告第 1 号 令和 6 年度階上町一般会計繰越明
許費繰越計算書報告についての件を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、これにて報告第 1 号の件を終了いたします。
-

◎報告第 2 号議題、質疑

- 議長（長根岩夫君） 日程第 2、報告第 2 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計
繰越計算書報告についての件を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、これにて報告第 2 号の件を終了いたします。
-

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 3、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第 2 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 4、議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第 3 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 5、議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第 4 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 6、議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。〔熊谷議員起立〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、4 番、熊谷道雄です。

令和 6 年度の補正予算書の説明書の 11 ページです。3 款 3 項 2 目、児童手当費、児童福祉費、扶助費、児童手当費の項目で、1,408 万 5 千円という大きな金額が減額になっていますが、これが項目が項目だけに気になりまして、ご質問したいと思います。〔熊谷議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。

児童手当につきましては、国のこども未来戦略に基づき、令和 6 年 10 月から支給対象が高校生年代まで拡大されるとともに、所得制限の撤廃や第三子以降の支給額が月額 3 万円に引き上げられるなどの制度改正が行われております。

議員ご質問の児童手当費 1,408 万 5 千円の減額理由につきましては、当初予算において、制度改正を見込み、延べ 1 万 5,812 人分、総額 1 億 8,950 万円を計上しておりましたが、第三子以降に該当する児童が想定より少なかったこと。公務員世帯分については、勤務先の所属庁が支給を行うことになったこと。更に転出による児童数の減少などが重なり、3 月時点での実支給対象者数は、延べ 1 万 4,744 人、支給総額は 1 億 7,541 万 5 千円となったため、減額補正したものでございます。

説明は以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。〔熊谷議員起立〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、4 番、熊谷道雄です。

基本的に人数の減少、見込みの減少ということで理解できました。

ありがとうございます。〔熊谷議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第 5 号、7 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第 7、議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び日程第 8、議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2 件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第 6 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 9、議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第 8 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 10、議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第 9 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 11、議案第 9 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 9 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 12、議案第 10 号 令和 7 年度階上町一般会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、7 番、大下修君。〔大下議員起立〕

○7 番(大下修君) はい、7 番、大下修です。よろしくお願いいたします。

令和 7 年度の補正予算に関する説明書でお願いします。6 ページの上段、2 款総務費、2 項町税費、1 目税務総務費の定額減税不足額給付金 8,200 万円について伺います。

これは、岸田内閣時の目玉政策でありましたが、当初から複雑で地方公共団体に負担を強いる事業であったと認識しております。やはりという思いです。この予算を受け取る権利のある方の人数を伺います。

その方々が確実に恩恵を受けるための方法を伺います。

3 点目です。今後のこの件についての町の予定を伺います。

以上、3 点を伺います。

次に 11 ページをお願いします。10 款教育費、5 項保健体育費、2 目給食センター費の給食センター業務委託料 368 万 7 千円について伺います。

給食センター費は、3 月に 1 億 3,200 万円を予算計上をしたばかりです。それなのに 6 月の補正で 368 万 7 千円を補正する理由と、その内容を伺います。

以上、2 項目の質問でした。よろしくお願いいたします。〔大下議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の定額減税不足額給付の人数でございますけれども、現在は最大値で、不足額給付 1 に対して 1,500 人程度、要件付きの不足額給付 2 に関しては 800 人程度、合計 2,300 人を見込んでございます。

2 点目の受取方法でございますけれども、まずは該当すると思われる方には原則お知らせすることを考えております。また、重ねて、広報、ホームページで周知を徹底してまいります。

最後の 3 点目のスケジュールに関しましては、今後の町の予定ということで、今後のスケジュールといたしましては、まず 7 月 10 日に広報 7 月号、それから町のホームページにて周知いたします。7 月下旬に確認書、お知らせ等を発送して、8 月 1 日から申請の受け付けを開始して、10 月 31 日を申請期限としております。

以上でございます。〔税務課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。私からは、給食センター業務委託料についてお答えいたします。

今回の増額補正につきましては、燃料費高騰により令和 6 年度分の電気料金が不足したことに伴い、増額分を補正するものとなります。増額補正の理由としましては、給食センター業務につきましては、現在、令和 3 年度～7 年度までの 5 年間の長期継続契約を年額 6,524 万 1 千円で締結しておりますが、その契約における仕様書に、業務期間内において諸物価の高騰により経費が増大した場合など変更が生じた場合には、両者協議により見直しを実施するとあり、令和 6 年度の電気料金、水道料金、下水道料金を精査した結果、今回 368 万 7 千円の補正が必要になったものとなります。

説明は以上でございます。〔教育課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

答弁ありがとうございます。

再度伺います。お知らせをするということでしたが、なかなか受け取る権利のある方が気付きにくい。町内の権利のある方、2,300 人に全て受け取ってもらいたいと思っています。

それで、お知らせの仕方、これは申請書をご本人に、2,300 名の方にお送りするということの理解で良いのか。そうすると、多分その方々が気付いて「ああ、そうなのか。申請したほうが良いんだな」と思って申請するかと思いますので、そのところ確認させてください。

それと、給食センター費なんですけども、そうすると、令和 6 年度の電気・水道等を当初予算は試算していて、もう一度試算してみたら足りなかったということで、これからどうなるのか分からないけれども、物価がまた上がっていくのかどうか分からないけれども、今のところそういう状況であるので、増額の補正を組んだということの理解でよろしいでしょうか。

この 2 点をお願いします。〔大下議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず前回、令和 6 年度に実施した際におきましても、該当する方には差額支給に関してはお知らせをしております。そのやり方といたしましては、プッシュ型、それから確認書、そして確認書における紙での申請、あとは電子申請等のご案内を出しながらやったところでございます。

差額の給付、不足額給付 1 に関しては、同様にやってまいりたいと思っております。また、不足額給付 2 に関しては、今、対象者をどこまで抽出できるかというところを検討しておりますので、そちらによって通知をさせていただきたいと思っております。

また、どうしても転入とか、こちらのほうで把握できない方も出てくるとは思いますけれども、そちらのほうは専用ダイヤル、それから、転入のリスト等を確認しながら、なるべく漏れのないようにしてまいりたいと思っております。

以上です。〔税務課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。私からは給食センター業務委託料についてお答えいたします。

先ほどの議員のご案内のとおり、精査した結果になります。この結果につきましては、毎年精査をしております、追加するときもあれば、返還をしていただくこともあるということになっておりまして、今回は追加で補正が必要だったということで、ご理解していただければと思います。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

どうもありがとうございます。答弁ありがとうございます。

定額減税不足額給付なんですけども、今の答弁を伺っていて、2,300人の方がきちんともらえるのかという不安を覚えたんですけども。前回、やはりこれだけの人がもらえなかったということで、同じやり方だとせつかくの機会を、チャンスを逃すのではないのかというふうに考えています。そうでなくても、物価高騰、消費税減税もしないということなので、一般の庶民の方々は大変ご苦労されていると思うので、是非何とかもらっていない方、そういう権利のある方に、100%とはいかないけども、2,300人の方がもらえるような工夫を業務は大変かと思っておりますけども、やはり町民の幸せというか、権利を行使していただくように一層努力していただきたいと思っております。それと、もしこれでもらえなかったら、もう一回あるのか。

この定額減税は言葉だけで、本当に権利を持っている方々に届かないと思っていましたので、そののところ、まず一点はお願いです。皆さんに声が届いて、多くの方に、90%でも良いので申請していただくようにしてもらおうことが一つと。

これでならなかったら、これで終わりなのかどうか。今分かっている範囲で良いです。もし、これでもう申請できなくて漏れた方々は、来年度とか後半にもう一回チャンスがあるのかないのか。そのところは、今分かっている範囲で良いので、そこをお願いして私の質問を終わります。

以上です。〔大下議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

定額減税給付金に関しまして、これで終了なのかどうかというところですが、こちらのほうは昨年から、令和6年度、令和7年度で、この不足額給付を一環としたものでございまして、現在のところはこちらで終了ということになります。今後のことに関しては、承知しておりませんので、よろしくお願いたします。〔税務課長着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 令和7年度階上町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 13、議案第 11 号 第 5 分団屯所移転新築工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 12 号 第 5 分団屯所移転新築工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会案第 1 号議題、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 14、議会案第 1 号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は、省略することに決定いたしました。

これより、議会案第 1 号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 15、発議第 1 号 次期青森県議選に向けた選挙区割りについての意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○12 番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12 番、百目木和俊君。

○12 番（百目木和俊君） はい、12 番、百目木です。〔百目木議員登壇〕

次期青森県議選に向けた選挙区割りについての意見書について。

2027 年、春の次期青森県議選に向け、青森県議会では、議員 1 人当たりの有権者の数の格差、いわゆる 1 票の格差の是正や、一つの選挙区の中に隣接していない町村がある飛び地の解消、比較的無投票になりやすい一人区の解消などを目指し、16 ある選挙区の区割りや、定数などの見直しを検討してきており、去る 5 月 21 日には、それぞれの会派や無所属の議員が取りまとめた 4 つの案が公式に示されました。

その中で三戸郡で飛び地の階上町を八戸市に編入し、定数 8 を維持。三戸郡の定数は 3 から 2 に削減するという案が示されています。このことについて、階上町民の声が反映されておりません。階上町が八戸市に編入された場合、階上町民には今後の選挙や生活に影響が生じることが懸念されます。

見直しの検討が進む中で、三戸郡が割れることなく一丸となっていること。そして、階上町民の声が県政に反映されることを切に願い、次期青森県議選に向けた選挙区割りについて、階上町が八戸市に編入されないことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

〔百目木議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論は、ありませんか。

○3番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、3番、中島孝一君。

○3番（中島孝一君） はい、3番、中島孝一です。〔中島議員登壇〕

私は、青森県議会に対し、抗議や要求の意見書を提出することに反対です。

意見書には2つの要求があるように考えます。

一つは階上町を八戸市と合区せず三戸郡選挙区に残せというものです。今回の青森県議会議員の選挙区割りや議員定数の見直しは、議員1人当たりの人口の格差問題、飛び地の発生、一人区の問題など、人口減少や時代の変化とともに生じた歪みを是正すべく、平成25年に公職選挙法が改正されたことを受けて進められているのであります。公職選挙法の改正点は「法律上、選挙区設定は郡単位とする」から「選挙区設定は町村単位とし県条例で定める」と変更されたことです。郡とは隣り合った町村を一括りにした一つの単位に過ぎません。市町村は行政単位であります。市を中心に一つの経済圏を構成する市町村を束ねて選挙区を設定することは、実際的であり合理的であります。

今回、提案された区割り計画では、2か所の飛び地が解消され、7つの一人区は6つが解消し、また、2.39あった議員一人当たりの人口の格差は1.67に縮小されています。そして、県内の8つの郡の内、下北郡と中津軽郡の2つの郡は現行で市と合区の選挙区であり、残りの6つの郡は提案された区割り計画では、分割されて他の郡と合区、もしくは市と合区するなどの選挙区を郡単位にとられない前提があって、初めて成立した案なのです。飛び地と一人区を解消し、かつ議員一人当たりの人口の格差を縮小する選挙区の設定は、郡単位を引きずってはいは成り立たないのです。

また、意見書にて言われているもう一つの要求と思われるのは、三戸郡選挙区の定数を3のまま残せというものでした。現行の三戸郡選挙区の議員定数は3ですが、人口によって、その選挙区の議員定数を定める目安となる数値である配当基数は2.43です。よって、三戸郡選挙区の議員定数が2となる事は、現行のままでもやむを得ないのです。なお、階上町が外れる提案された区割り計画では、配当基数は1.77

となり、定数は 2 とされています。結果として、階上町が残ろうが外れようが三戸郡選挙区の議員定数は変わらないこととなります。

青森県議会においては、議員自らが議員定数の削減を含めた選挙区の区割り調整を長い時間と苦労を重ねて進めており、来年 2 月の条例制定に向けて努力されている最中であると理解しております。そのような中で、階上町議会から県議会に対し、理に合わぬ要求の意見書を出すことは控えるべきと考えるものです。

また、県議会議員選挙の区割りや議員定数に係る県条例は、県知事と県民の代表である県議会議員が自ら県議会の場で討議し議決したいと考えるのではないのでしょうか。県議会議員の選挙において、階上町の選挙区が八戸市と一緒にであろうと、三戸郡の他町村と一緒にであろうと、当選された議員は選んでくれた選挙民のため、そして県民のため、市民のため、町民のために働いてくださると思うのです。

以上、抗議や要求の意見書を提出することには反対であります。〔中島議員降壇〕

○議長（長根岩男君） 次に、賛成の方の発言を許します。

討論は、ありませんか。

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、1 番、土橋美加佐君。

○1 番（土橋美加佐君） はい、1 番、土橋美加佐です。〔土橋議員登壇〕

1 番、土橋美加佐です。

2027 年春に行われる青森県議選に向け、今、県議会では 1 票の格差や階上町のような飛び地問題に向け議論されており、議員定数検討委員会では、来年 3 月までに条例改正に向けて案をまとめたいとのことでした。

私が思うのは、この報道をメディアによって知ったことがとても残念でした。この報道が出る前に、まず、県議会の方が、まずは話をするべきではなかろうかと思っております。

定数の見直し検討では、確かに全国的に見ても、人口減少は大きな問題となっています。少なからず階上町もそうです。階上町が今、八戸市に編入し定数 8 を維持。三戸郡の定数、3 人から 2 人。定数削減は避けられない状況にあると思いますが、ただ、このことにより、今後、町に何らかの影響は出てくるものと思われます。以前は我が階上町からも県議会議員の方がおりましたが、現在いない状況でもありません。だからこそ、今、県議会の条例改正前に、微力ではあると思いますが、ここで声を上げるべきだと思います。県議会の自民党会派の方々が先頭に立って、条例改

正に向けていますが、もっと議論を重ねた上で決定していただく。我々一人一人は町民であり、青森県民の一人でもあります。その一声に我々議員が一つにまとまり、県に意見書を出しても良いのではと思います。

以上です。〔土橋議員降壇〕

○議長（長根岩男君） ほかに討論は、ありませんか。

○6番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、6番、下沢育男君。

○6番（下沢育男君） はい、6番、下沢育男です。〔下沢議員登壇〕

6番、下沢育男です。

次期青森県議員選挙に向けた選挙区割りについての意見書について反対の立場から討論させていただきます。選挙区割りにつきましては、先ほど中島議員のほうからもありました、ルールに沿った県議会決定事項であり、階上町議会として県議会へ発信していく事項ではないと考えます。

県議会議員が県議会の広報活動として県議会の総意を有権者の皆さんにお知らせすることもあるかと思えます。我々階上町民や町議会から積極的に県議会へ意見を申し上げるのは控えるべきと考えております。

合区問題については、長年協議され、未だに問題となっている。そういう県議会の状況の中、階上町議会としての意見は差し控えるべきと考えております。県議会として審議が継続中であり、県議会に対し、町村議会から意見を申し上げるという権限はないと考えますので、私の反対討論といたします。

以上です。〔下沢議員降壇〕

○議長（長根岩男君） ほかに討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいま議題となっております、発議第1号 次期青森県議選に向けた選挙区割りについての意見書の件は、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。〔起立6人〕
着席ください。

起立少数であります。

よって、発議第 1 号、次期青森県議選に向けた選挙区割りについての意見書の件は否決されました。

◎議員派遣の件

○議長（長根岩夫君） 日程第 16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配布資料のとおり決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（長根岩夫君） 日程第 17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項および議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（長根岩夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本会議におきまして、ご提案申し上げました全議案につきまして、慎重なるご審議の上、原案のとおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議決いただきました各議案の執行には、万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶いたします。

ありがとうございました。〔町長降壇〕

◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和 7 年第 3 回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前 10 時 51 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員